

文化財保護法の一部を改正する法律新旧対照表

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条 第四条）</p> <p>第二章 削除</p> <p>第三章 有形文化財</p> <p>第一節 重要文化財</p> <p>第一款 指定（第二十七条 第二十九条）</p> <p>第二款 管理（第三十条 第三十四条）</p> <p>第三款 保護（第三十四条の二 第四十七条）</p> <p>第四款 公開（第四十七条の二 第五十三条）</p> <p>第五款 調査（第五十四条・第五十五条）</p> <p>第六款 雑則（第五十六条）</p> <p>第二節 登録有形文化財（第五十七条 第六十九条）</p> <p>第三款 重要文化財及び登録有形文化財以外の有形文化財（第七十条）</p> <p>第四章 無形文化財（第七十一条 第七十七条）</p> <p>第五章 民俗文化財（第七十八条 第九十一条）</p> <p>第六章 埋蔵文化財（第九十二条 第九十八条）</p> <p>第七章 史跡名勝天然記念物（第九十九条 第一百三十三条）</p> <p>第八章 重要文化的景観（第一百三十四条 第一百四十一条）</p> <p>第九章 伝統的建造物群保存地区（第一百四十二条 第一百四十六条）</p> <p>第十章 文化財の保存技術の保護（第一百四十七条 第一百五十二条）</p> <p>第十一章 文化審議会への諮問（第一百五十三条）</p> <p>第十二章 補則</p> <p>第一節 聴聞、意見の聴取及び不服申立て（第一百五十四条 第六十一条）</p> <p>第二節 国に関する特例（第六十二条 第八十一条）</p> <p>第三節 地方公共団体及び教育委員会（第八十二条 第九十二条）</p> <p>第十三章 罰則（第九十三条 第二百三条）</p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条 第四条）</p> <p>第二章 削除</p> <p>第三章 有形文化財</p> <p>第一節 重要文化財（第二十七条 第五十六条）</p> <p>第一款 指定（第二十七条 第二十九条）</p> <p>第二款 管理（第三十条 第三十四条）</p> <p>第三款 保護（第三十四条の二 第四十七条）</p> <p>第四款 公開（第四十七条の二 第五十三条）</p> <p>第五款 調査（第五十四条・第五十五条）</p> <p>第六款 雑則（第五十六条）</p> <p>第二節 登録有形文化財（第五十六条の二 第五十六条の二の十一）</p> <p>第三款 重要文化財及び登録有形文化財以外の有形文化財（第五十六条の二の十二）</p> <p>第三章の二 無形文化財（第五十六条の三 第五十六条の九）</p> <p>第三章の三 民俗文化財（第五十六条の十 第五十六条の二十一）</p> <p>第四章 埋蔵文化財（第五十七条 第六十八条）</p> <p>第五章 史跡名勝天然記念物（第六十九条 第八十三条）</p> <p>第五章の二 伝統的建造物群保存地区（第八十三条の二 第八十三条の六）</p> <p>第五章の三 文化財の保存技術の保護（第八十三条の七 第八十三条の十二）</p> <p>第五章の四 文化審議会への諮問（第八十四条）</p> <p>第六章 補則</p> <p>第一節 聴聞、意見の聴取及び不服申立て（第八十五条 第八十五条の八）</p> <p>第二節 国に関する特例（第八十六条 第九十七条の五）</p> <p>第三節 地方公共団体及び教育委員会（第九十八条 第一百五条の三）</p> <p>第七章 罰則（第一百六条 第一百十二条）</p> <p>附則（第一百三十三条 第三十条）</p>

第一章 総則

(文化財の定義)

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

一・二 (略)

三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）

四 (略)

五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）

六 (略)

2 この法律の規定（第二十七条から第二十九条まで、第三十七条、第五十五条第一項第四号、第五十三条第一項第一号、第六十五条、第七十一条及び附則第三条の規定を除く。）中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。

3 この法律の規定（第九十九条、第一百条、第一百十二条、第二百二条、第二百三十一条第一項第四号、第五十三条第一項第七号及び第八号、第六十五条並びに第七十一条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

第三章 有形文化財

第一節 重要文化財

第一款 指定

(所有者の管理義務及び管理責任者)

第三十一条 (略)

2 重要文化財の所有者は、特別の事情があるときは、適当な者をもつばら自己に代り当該重要文化財の管理の責に任ずべき者（以下この節及び第十二章において「管理責任者」という。）に選任することができる。

3・4 (略)

(管理団体による管理)

第三十二条の二 (略)

2・4 (略)

5 重要文化財の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、第一項の規定によ

(文化財の定義)

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

一・二 (略)

三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）

四 (略)

五 (略)

2 この法律の規定（第二十七条から第二十九条まで、第三十七条、第五十五条第一項第四号、第八十四条の二第一項第一号、第八十八条、第九十四条及び第一百十五条の規定を除く。）中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。

3 この法律の規定（第六十九条、第七十条、第七十一条、第七十七条、第八十三条第一項第四号、第八十四条の二第一項第五号及び第六号、第八十八条並びに第九十四条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

(所有者の管理義務及び管理責任者)

第三十一条 (略)

2 重要文化財の所有者は、特別の事情があるときは、適当な者をもつばら自己に代り当該重要文化財の管理の責に任ずべき者（以下この節及び第六章において「管理責任者」という。）に選任することができる。

3・4 (略)

(管理団体による管理)

第三十二条の二 (略)

2・4 (略)

5 重要文化財の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、第一項の規定によ

る指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この節及び第十二章において「管理団体」という。）が行う管理又はその管理のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

6 (略)

第四十九条 文化庁長官は、前条の規定により重要文化財が出品されたときは、第八十五条に規定する場合を除いて、文化庁の職員のうちから、その重要文化財の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。

第二節 登録有形文化財

(有形文化財の登録)

第五十七条 文部科学大臣は、重要文化財以外の有形文化財（第八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。）のうち、その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができる。

2・3 (略)

(告示、通知及び登録証の交付)

第五十八条 (略)

2・4 (略)

(登録有形文化財の登録の抹消)

第五十九条 文部科学大臣は、登録有形文化財について、第二十七条第一項の規定により重要文化財に指定したときは、その登録を抹消するものとする。

2 | 文部科学大臣は、登録有形文化財について、第八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行ったときは、その登録を抹消するものとする。ただし、当該登録有形文化財について、その保存及び活用のための措置を講ずる必要がある、かつ、その所有者の同意がある場合は、この限りでない。

3 (略)

4 | 前三項の規定により登録の抹消をしたときは、速やかに、その旨を官報で告示するとともに、当該登録有形文化財の所有者に通知する。

5 | 第一項から第三項までの規定による登録の抹消には、前条第二項の規定を準用する。

6 | 第四項の通知を受けたときは、所有者は、三十日以内に登録証を文部科学大

る指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この節及び第六章において「管理団体」という。）が行う管理又はその管理のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

6 (略)

第四十九条 文化庁長官は、前条の規定により重要文化財が出品されたときは、第八十五条に規定する場合を除いて、文化庁の職員のうちから、その重要文化財の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。

(有形文化財の登録)

第五十六条の二 文部科学大臣は、重要文化財以外の有形文化財（第九十八条第二項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。）で建造物であるものうち、その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができる。

2・3 (略)

(告示、通知及び登録証の交付)

第五十六条の二 (略)

2・4 (略)

(登録有形文化財の登録の抹消)

第五十六条の三 文部科学大臣は、登録有形文化財について、第二十七条第一項の規定により重要文化財に指定したとき、又は第九十八条第二項に規定する指定を地方公共団体が行ったときは、その登録を抹消するものとする。

2 (略)

3 | 前二項の規定により登録の抹消をしたときは、速やかに、その旨を官報で告示するとともに、当該登録有形文化財の所有者に通知する。

4 | 第一項及び第二項の規定による登録の抹消には、前条第二項の規定を準用する。

5 | 第三項の通知を受けたときは、所有者は、三十日以内に登録証を文部科学大

臣に返付しなければならない。

(登録有形文化財の管理)

第六十条 (略)

2 登録有形文化財の所有者は、特別の事情があるときは、適当な者を専ら自己に代わり当該登録有形文化財の管理の責めに任ずべき者(以下この節において「管理責任者」という。)に選任することができる。

3 5 (略)

(登録有形文化財の滅失、き損等)

第六十一条 登録有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者(管理責任者又は管理団体がある場合は、その者)は、文部科学省令で定める事項を記載した書面をもつて、その事実を知った日から十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

(登録有形文化財の所在の変更)

第六十二条 登録有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、登録有形文化財の所有者(管理責任者又は管理団体がある場合は、その者)は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、所在の場所を変更しようとする日の二十日前までに、登録証を添えて、文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令で定める場合には、届出を要せず、若しくは届出の際登録証の添付を要せず、又は文部科学省令で定めるところにより所在の場所を変更した後届け出ることをもつて足りる。

(登録有形文化財の修理)

第六十三条 (略)

2 (略)

(登録有形文化財の現状変更の届出等)

第六十四条 (略)

2 3 (略)

(登録有形文化財の輸出の届出)

第六十五条 登録有形文化財を輸出しようとする者は、輸出しようとする日の三十日前までに、文部科学省令で定めるところにより、文化庁長官にその旨を届

臣に返付しなければならない。

(登録有形文化財の管理)

第五十六条の二の四 (略)

2 登録有形文化財の所有者は、特別の事情があるときは、適当な者を専ら自己に代わり当該登録有形文化財の管理の責めに任ずべき者(以下この節において「管理責任者」という。)に選任することができる。

3 5 (略)

(登録有形文化財の滅失又はき損)

第五十六条の二の五 登録有形文化財の全部又は一部が滅失し、又はき損したときは、所有者(管理責任者又は管理団体がある場合は、その者)は、文部科学省令で定める事項を記載した書面をもつて、その事実を知った日から十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

(登録有形文化財の修理)

第五十六条の二の六 (略)

2 (略)

(登録有形文化財の現状変更の届出等)

第五十六条の二の七 (略)

2 3 (略)

け出なければならない。

2| 登録有形文化財の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る登録有形文化財の輸出に^レ関し必要な指導、助言又は勧告を^レすることができる。

(登録有形文化財の管理又は修理に関する技術的指導)

第六十六条 (略)

(登録有形文化財の公開)

第六十七条 (略)

2| 4 (略)

(登録有形文化財の現状等の報告)

第六十八条 (略)

(所有者変更に伴う登録証の引渡し)

第六十九条 (略)

第三節 重要文化財及び登録有形文化財以外の有形文化財

(技術的指導)

第七十条 (略)

第四章 無形文化財

(重要無形文化財の指定等)

第七十一条 (略)

2| 5 (略)

(重要無形文化財の指定等の解除)

第七十二条 (略)

2| 4 (略)

(保持者の氏名変更等)

第七十三条 (略)

(登録有形文化財の管理又は修理に関する技術的指導)

第五十六条の二の八 (略)

(登録有形文化財の公開)

第五十六条の二の九 (略)

2| 4 (略)

(登録有形文化財の現状等の報告)

第五十六条の二の十 (略)

(所有者変更に伴う登録証の引渡し)

第五十六条の二の十一 (略)

第三章の二 無形文化財

(技術的指導)

第五十六条の二の十二 (略)

第三章の二 無形文化財

(重要無形文化財の指定等)

第五十六条の三 (略)

2| 5 (略)

(重要無形文化財の指定等の解除)

第五十六条の四 (略)

2| 4 (略)

(保持者の氏名変更等)

第五十六条の五 (略)

（重要無形文化財の保存）
第七十四条（略）
2（略）

（重要無形文化財の公開）
第七十五条（略）
2・3（略）

（重要無形文化財の保存に関する助言又は勧告）
第七十六条（略）

（重要無形文化財以外の無形文化財の記録の作成等）
第七十七条（略）
2（略）

第五章 民俗文化財

（重要有形民俗文化財及び重要無形民俗文化財の指定）
第七十八条（略）
2・3（略）

（重要有形民俗文化財及び重要無形民俗文化財の指定の解除）
第七十九条（略）
2・3（略）

（重要有形民俗文化財の管理）
第八十条（略）

（重要有形民俗文化財の保護）
第八十一条（略）
2（略）

第八十二条（略）

第八十三条（略）

（重要無形文化財の保存）
第五十六条の六（略）
2（略）

（重要無形文化財の公開）
第五十六条の七（略）
2・3（略）

（重要無形文化財の保存に関する助言又は勧告）
第五十六条の八（略）

（重要無形文化財以外の無形文化財の記録の作成等）
第五十六条の九（略）
2（略）

第三章の三 民俗文化財

（重要有形民俗文化財及び重要無形民俗文化財の指定）
第五十六条の十（略）
2・3（略）

（重要有形民俗文化財及び重要無形民俗文化財の指定の解除）
第五十六条の十一（略）
2・3（略）

（重要有形民俗文化財の管理）
第五十六条の十二（略）

（重要有形民俗文化財の保護）
第五十六条の十三（略）
2（略）

第五十六条の十三の二（略）

第五十六条の十四（略）

(重要有形民俗文化財の公開)

第八十四条 重要有形民俗文化財の所有者及び管理団体（第八十条で準用する第三十二条の二第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人をいう。以下この章及び第十二章において同じ。）以外の者がその主催する展覧会その他の催しにおいて重要有形民俗文化財を公衆の観覧に供しようとするときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、観覧に供しようとする最初の日の三十日前までに、文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文化庁長官以外の国の機関若しくは地方公共団体があらかじめ文化庁長官から事前の届出の免除を受けた博物館その他の施設（以下この項において「公開事前届出免除施設」という。）において展覧会その他の催しを主催する場合は公開事前届出免除施設の設置者が当該公開事前届出免除施設においてこれらを主催する場合には、重要有形民俗文化財を公衆の観覧に供した期間の最終日の翌日から起算して二十日以内に、文化庁長官に届け出ることをもつて足りる。

2 (略)

第八十五条 (略)

(重要有形民俗文化財の保存のための調査及び所有者変更等に伴う権利義務の承継)

第八十六条 (略)

(重要無形民俗文化財の保存)

第八十七条 (略)

2 (略)

(重要無形民俗文化財の記録の公開)

第八十八条 (略)

2 重要無形民俗文化財の記録の所有者がその記録を公開する場合には、第五十五条第三項の規定を準用する。

(重要無形民俗文化財の保存に関する助言又は勧告)

第八十九条 (略)

(登録有形民俗文化財)

第九十条 文部科学大臣は、重要有形民俗文化財以外の有形の民俗文化財（第百

(重要有形民俗文化財の公開)

第五十六条の十五 重要有形民俗文化財の所有者及び管理団体（第五十六条の十二で準用する第三十二条の二第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人をいう。以下この章及び第六章において同じ。）以外の者がその主催する展覧会その他の催しにおいて重要有形民俗文化財を公衆の観覧に供しようとするときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、観覧に供しようとする最初の日の三十日前までに、文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文化庁長官以外の国の機関若しくは地方公共団体があらかじめ文化庁長官から事前の届出の免除を受けた博物館その他の施設（以下この項において「公開事前届出免除施設」という。）において展覧会その他の催しを主催する場合は公開事前届出免除施設の設置者が当該公開事前届出免除施設においてこれらを主催する場合には、重要有形民俗文化財を公衆の観覧に供した期間の最終日の翌日から起算して二十日以内に、文化庁長官に届け出ることをもつて足りる。

2 (略)

第五十六条の十六 (略)

(重要有形民俗文化財の保存のための調査及び所有者変更等に伴う権利義務の承継)

第五十六条の十七 (略)

(重要無形民俗文化財の保存)

第五十六条の十八 (略)

2 (略)

(重要無形民俗文化財の記録の公開)

第五十六条の十九 (略)

2 重要無形民俗文化財の記録の所有者がその記録を公開する場合には、第五十六条の七第三項の規定を準用する。

(重要無形民俗文化財の保存に関する助言又は勧告)

第五十六条の二十 (略)

八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行つてゐるものを除く。）のうち、その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができる。

2 前項の規定による登録には、第五十七条第二項及び第三項の規定を準用する。

3 前二項の規定により登録された有形の民俗文化財（以下「登録有形民俗文化財」といふ。）については、第三章第二節（第五十七条の規定を除く。）の規定を準用する。この場合において、第六十四条第一項及び第六十五条第一項中「三十日前」とあるのは「二十日前」と、第六十四条第一項ただし書中「維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置又は他の法令の規定による現状の変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合」とあるのは「文部科学省令で定める場合」と読み替へるものとする。

（重要無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財の記録の作成等）

第九十一条 重要無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財には、第七十七条の規定を準用する。

第六章 埋蔵文化財

（調査のための発掘に関する届出、指示及び命令）

第九十二条 （略）

2 （略）

（土木工事等のための発掘に関する届出及び指示）

第九十三条 （略）

2 （略）

（国の機関等が行う発掘に関する特例）

第九十四条 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下この条及び第九十七条において「国の機関等」と総称する。）が、前条第一項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たつて、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

2 4 （略）

5 前各項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長（国有財産法（昭和

（重要無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財の記録の作成等）

第五十六条の二十一 重要無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財には、第五十六条の九の規定を準用する。

第四章 埋蔵文化財

（調査のための発掘に関する届出、指示及び命令）

第五十七条 （略）

2 （略）

（土木工事等のための発掘に関する届出及び指示）

第五十七条の二 （略）

2 （略）

（国の機関等が行う発掘に関する特例）

第五十七条の三 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下この条及び第五十七条の六において「国の機関等」と総称する。）が、前条第一項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たつて、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

2 4 （略）

5 前四項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長（国有財産法（昭和

二十三年法律第七十三号) 第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。) であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。

(埋蔵文化財包蔵地の周知)

第九十五条 (略)

2 (略)

(遺跡の発見に関する届出、停止命令等)

第九十六条 土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝づか、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第九十二条第一項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その旨を文化庁長官に届け出なければならぬ。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

2 文化庁長官は、前項の届出があつた場合において、当該届出に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、その土地の所有者又は占有者に対し、期間及び区域を定めて、その現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止を命ずることができる。ただし、その期間は、三月を超えることができない。

3 (略)

4 第二項の命令は、第一項の届出があつた日から起算して一月以内にしなければならない。

5 第二項の場合において、同項の期間内に調査が完了せず、引き続き調査を行う必要があるときは、文化庁長官は、一回に限り、当該命令に係る区域の全部又は一部について、その期間を延長することができる。ただし、当該命令の期間が、同項の期間と通算して六月を超えることとなつてはならない。

6 10 (略)

(国の機関等の遺跡の発見に関する特例)

第九十七条 国の機関等が前条第一項に規定する発見をしたときは、同条の規定を適用しないものとし、第九十二条第一項又は第九十九条第一項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、その旨を文化庁長官に通知しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

二十三年法律第七十三号) 第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。) であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。

(埋蔵文化財包蔵地の周知)

第五十七条の四 (略)

2 (略)

(遺跡の発見に関する届出、停止命令等)

第五十七条の五 土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝づか、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第五十七条第一項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その旨を文化庁長官に届け出なければならぬ。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

2 文化庁長官は、前項の届出があつた場合において、当該届出に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、その土地の所有者又は占有者に対し、期間及び区域を定めて、その現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止を命ずることができる。ただし、その期間は、三箇月を超えることができない。

3 (略)

4 第二項の命令は、第一項の届出があつた日から起算して一箇月以内にしなければならない。

5 第二項の場合において、同項の期間内に調査が完了せず、引き続き調査を行う必要があるときは、文化庁長官は、一回に限り、当該命令に係る区域の全部又は一部について、その期間を延長することができる。ただし、当該命令の期間が、同項の期間と通算して六箇月を超えることとなつてはならない。

6 10 (略)

(国の機関等の遺跡の発見に関する特例)

第五十七条の六 国の機関等が前条第一項に規定する発見をしたときは、同条の規定を適用しないものとし、第五十七条第一項又は第五十八条の二第一項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、その旨を文化庁長官に通知しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

2 4 (略)
5 前各項の場合には、第九十四条第五項の規定を準用する。

(文化庁長官による発掘の施行)

第九十八条 (略)

2・3 (略)

(地方公共団体による発掘の施行)

第九十九条 (略)

2 5 (略)

(返還又は通知等)

第一百条 第九十八条第一項の規定による発掘により文化財を発見した場合において、文化庁長官は、当該文化財の所有者が判明しているときはこれを所有者に返還し、所有者が判明しないときは、遺失物法(明治三十二年法律第八十七号)第十三条で準用する同法第一条第一項の規定にかかわらず、警察署長にその旨を通知することをもつて足りる。

2・3 (略)

(提出)

第一百一条 (略)

(鑑査)

第一百二条 (略)

2 (略)

(引渡し)

第一百三条 第一百条第一項に規定する文化財又は同条第二項若しくは前条第二項に規定する文化財の所有者から、警察署長に対し、その文化財の返還の請求があつたときは、文化庁長官又は都道府県若しくは指定都市等の教育委員会は、当該警察署長にこれを引き渡さなければならぬ。

(国庫帰属及び報償金)

第一百四条 第一百条第一項に規定する文化財又は第一百二条第二項に規定する文化財(国の機関又は独立行政法人国立博物館若しくは独立行政法人文化財研究所が埋蔵文化財の調査のための土地の発掘により発見したものに限り)で、その

2 4 (略)
5 前四項の場合には、第五十七条の三第五項の規定を準用する。

(文化庁長官による発掘の施行)

第五十八条 (略)

2・3 (略)

(地方公共団体による発掘の施行)

第五十八条之二 (略)

2 5 (略)

(返還又は通知等)

第五十九条 第五十八条第一項の規定による発掘により文化財を発見した場合において、文化庁長官は、当該文化財の所有者が判明しているときはこれを所有者に返還し、所有者が判明しないときは、遺失物法(明治三十二年法律第八十七号)第十三条で準用する同法第一条第一項の規定にかかわらず、警察署長にその旨を通知することをもつて足りる。

2・3 (略)

(提出)

第六十条 (略)

(鑑査)

第六十一条 (略)

2 (略)

(引渡し)

第六十二条 第五十九条第一項に規定する文化財又は同条第二項若しくは前条第二項に規定する文化財の所有者から、警察署長に対し、その文化財の返還の請求があつたときは、文化庁長官又は都道府県若しくは指定都市等の教育委員会は、当該警察署長にこれを引き渡さなければならぬ。

(国庫帰属及び報償金)

第六十三条 第五十九条第一項に規定する文化財又は第六十一条第二項に規定する文化財(国の機関又は独立行政法人国立博物館若しくは独立行政法人文化財研究所が埋蔵文化財の調査のための土地の発掘により発見したものに限り)で、その

所有者が判明しないものの所有権は、国庫に帰属する。この場合においては、文化庁長官は、当該文化財の発見された土地の所有者にその旨を通知し、かつ、その価格の二分の一に相当する額の報償金を支給する。

2 (略)

(都道府県帰属及び報償金)

第二百五条 第百零二条第二項に規定する文化財又は第百零二条第二項に規定する文化財(前条第一項に規定するものを除く。)で、その所有者が判明しないものの所有権は、当該文化財の発見された土地を管轄する都道府県に帰属する。この場合においては、当該都道府県の教育委員会は、当該文化財の発見者及びその発見された土地の所有者にその旨を通知し、かつ、その価格に相当する額の報償金を支給する。

2 5 (略)

(譲与等)

第百六条 政府は、第百零四条第一項の規定により国庫に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て国が保有する必要がある場合を除いて、当該文化財の発見された土地の所有者に、その者が同条の規定により受け取るべき報償金の額に相当するものの範囲内でこれを譲与することができる。

2 前項の場合には、その譲与した文化財の価格に相当する金額は、第百零四条に規定する報償金の額から控除するものとする。

3 政府は、第百零四条第一項の規定により国庫に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て国が保有する必要がある場合を除いて、独立行政法人国立博物館若しくは独立行政法人文化財研究所又は当該文化財の発見された土地を管轄する地方公共団体に対し、その申請に基づき、当該文化財を譲与し、又は時価よりも低い対価で譲渡することができる。

第百七条 都道府県の教育委員会は、第百零五条第一項の規定により当該都道府県に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て当該都道府県が保有する必要がある場合を除いて、当該文化財の発見者又はその発見された土地の所有者に、その者が同条の規定により受け取るべき報償金の額に相当するものの範囲内でこれを譲与することができる。

2 前項の場合には、その譲与した文化財の価格に相当する金額は、第百零五条に規定する報償金の額から控除するものとする。

(遺失物法の適用)

で、その所有者が判明しないものの所有権は、国庫に帰属する。この場合においては、文化庁長官は、当該文化財の発見された土地の所有者にその旨を通知し、かつ、その価格の二分の一に相当する額の報償金を支給する。

2 (略)

(都道府県帰属及び報償金)

第六十三条の二 第五十九条第二項に規定する文化財又は第六十一条第二項に規定する文化財(前条第一項に規定するものを除く。)で、その所有者が判明しないものの所有権は、当該文化財の発見された土地を管轄する都道府県に帰属する。この場合においては、当該都道府県の教育委員会は、当該文化財の発見者及びその発見された土地の所有者にその旨を通知し、かつ、その価格に相当する額の報償金を支給する。

2 5 (略)

(譲与等)

第六十四条 政府は、第六十三条第一項の規定により国庫に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て国が保有する必要がある場合を除いて、当該文化財の発見された土地の所有者に、その者が同条の規定により受け取るべき報償金の額に相当するものの範囲内でこれを譲与することができる。

2 前項の場合には、その譲与した文化財の価格に相当する金額は、第六十三条に規定する報償金の額から控除するものとする。

3 政府は、第六十三条第一項の規定により国庫に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て国が保有する必要がある場合を除いて、独立行政法人国立博物館若しくは独立行政法人文化財研究所又は当該文化財の発見された土地を管轄する地方公共団体に対し、その申請に基づき、当該文化財を譲与し、又は時価よりも低い対価で譲渡することができる。

第六十四条の二 都道府県の教育委員会は、第六十三条の二第一項の規定により当該都道府県に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て当該都道府県が保有する必要がある場合を除いて、当該文化財の発見者又はその発見された土地の所有者に、その者が同条の規定により受け取るべき報償金の額に相当するものの範囲内でこれを譲与することができる。

2 前項の場合には、その譲与した文化財の価格に相当する金額は、第六十三条の二に規定する報償金の額から控除するものとする。

(遺失物法の適用)

第百八条 埋蔵文化財に關しては、この法律に特別の定めのある場合のほか、遺失物法第十三条の規定の適用があるものとする。

第七章 史跡名勝天然記念物

(指定)

第百九条 (略)

2 (略)

3 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

4 (略)

5 第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第三項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。

6 (略)

(仮指定)

第百十条 (略)

2・3 (略)

(所有権等の尊重及び他の公益との調整)

第百十一条 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第百九条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当たつては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

2・3 (略)

(解除)

第百十二条 (略)

2 第百十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき第百九条第一項の規定による指定があつたとき、又は仮指定があつた日から二年以内

第六十五条 埋蔵文化財に關しては、この法律に特別の定めのある場合の外、遺失物法第十三条の規定の適用があるものとする。

第六十六条から第六十八条まで 削除

第五章 史跡名勝天然記念物

(指定)

第六十九条 (略)

2 (略)

3 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

4 (略)

5 第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。但し、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第三項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。

6 (略)

(仮指定)

第七十条 (略)

2・3 (略)

(所有権等の尊重及び他の公益との調整)

第七十条の二 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第六十九条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当たつては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

2・3 (略)

(解除)

第七十一条 (略)

2 第七十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき第六十九条第一項の規定による指定があつたとき、又は仮指定があつた日から二年以

に同項の規定による指定がなかつたときは、仮指定は、その効力を失う。

3 第一百十條第一項の規定による仮指定が適当でないとき、文部科学大臣は、これを解除することができる。

4 第一項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除には、第九十九條第三項から第五項までの規定を準用する。

(管理団体による管理及び復旧)

第九十三條 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第九十九條第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧(当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。)を行わせることができる。

2 (略)

3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。

4 第一項の規定による指定には、第九十九條第四項及び第五項の規定を準用する。

第一百四條 (略)

2 前項の規定による解除には、前条第三項並びに第九十九條第四項及び第五項の規定を準用する。

第一百五條 第九十三條第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人(以下この章及び第十二章において「管理団体」という。)は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

2 (略)

3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者(所有者が判明しない場合を除く。)及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。

4 (略)

内に同条同項の規定による指定がなかつたときは、仮指定は、その効力を失う。

3 第七十條第一項の規定による仮指定が適当でないとき、文部科学大臣は、これを解除することができる。

4 第一項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除には、第六十九條第三項から第五項までの規定を準用する。

(管理団体による管理及び復旧)

第七十一條の二 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第七十四條第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧(当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。)を行わせることができる。

2 (略)

3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。

4 第一項の規定による指定には、第六十九條第四項及び第五項の規定を準用する。

第七十一條の三 (略)

2 前項の規定による解除には、前条第三項並びに第六十九條第四項及び第五項の規定を準用する。

七十二條 第七十一條の二第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人(以下この章及び第六章において「管理団体」という。)は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設を設置しなければならない。

2 (略)

3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者(所有者が判明しない場合を除く。)及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。

4 (略)

第百十六条 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2・3 (略)

第百十七条 (略)

2・4 (略)

第百十八条 (略)

(所有者による管理及び復旧)

第百十九条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、特別の事情があるときは、適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者(以下この章及び第十二章において「管理責任者」という。)に選任することができる。この場合には、第三十一条第三項の規定を準用する。

第百二十条 所有者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第百十五条第一項及び第二項(同条第二項については、管理責任者がある場合を除く。)の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項の規定を、管理責任者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条第三項、第三十三条、第四十七条第四項及び第百二十五条第二項の規定を準用する。

(管理に関する命令又は勧告)

第百二十一条 管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に關し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

2 (略)

(復旧に関する命令又は勧告)

第百二十二条 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡して

第七十二条の二 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2・3 (略)

第七十三条 (略)

2・4 (略)

第七十三条の二 (略)

(所有者による管理及び復旧)

第七十四条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、特別の事情があるときは、適当な者をもつばら自己に代り当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者(以下この章及び第六章において「管理責任者」という。)に選任することができる。この場合には、第三十一条第三項の規定を準用する。

第七十五条 所有者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第七十二条第一項及び第二項(同条第二項については、管理責任者がある場合を除く。)の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項の規定を、管理責任者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条第三項、第三十三条、第四十七条第四項及び第七十二条第二項の規定を準用する。

(管理に関する命令又は勧告)

第七十六条 管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られる虞があると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に關し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

2 (略)

(復旧に関する命令又は勧告)

第七十七条 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡してい

いる場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。

2 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。

3 (略)

(文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧等の施行)

第二百二十三条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合には、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

一 管理団体、所有者又は管理責任者が前二条の規定による命令に従わないとき。

二 特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないと認められるとき。

2 (略)

(補助等に係る史跡名勝天然記念物譲渡の場合の納付金)

第二百二十四条 国が復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置につき第二百二十八条及び第二百二十条で準用する第三十五条第一項の規定により補助金を交付し、又は第二百二十一条第二項で準用する第三十六条第二項、第二百二十二条第三項で準用する第三十七条第三項若しくは前条第二項で準用する第四十条第一項の規定により費用を負担した史跡名勝天然記念物については、第四十二条の規定を準用する。

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

第二百二十五条 (略)

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 (略)

4 第一項の規定による処分には、第一百一十一条第一項の規定を準用する。

5～7 (略)

(関係行政庁による通知)

る場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。

2 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。

3 (略)

(文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧等の施行)

第七十八条 文化庁長官は、左の各号の一に該当する場合には、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

一 管理団体、所有者又は管理責任者が前二条の規定による命令に従わないとき。

二 特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られる虞のある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないと認められるとき。

2 (略)

(補助等に係る史跡名勝天然記念物譲渡の場合の納付金)

第七十九条 国が復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置につき第七十三条の二及び第七十五条で準用する第三十五条第一項の規定により補助金を交付し、又は第七十六条第二項で準用する第三十六条第二項、第七十七条第三項で準用する第三十七条第三項若しくは前条第二項で準用する第四十条第一項の規定により費用を負担した史跡名勝天然記念物については、第四十二条の規定を準用する。

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

第八十条 (略)

2 前項但書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 (略)

4 第一項の規定による処分には、第七十条の二第一項の規定を準用する。

5～7 (略)

(関係行政庁による通知)

第二百二十六条 前条第一項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするに於いて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官（第八十四条第一項の規定により前条第一項の規定による許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に対し、その旨を通知するものとする。

（復旧の届出等）

第二百二十七条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第二百二十五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 （略）

（環境保全）

第二百二十八条 （略）

2 （略）

3 第一項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第二百二十五条第七項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

（管理団体による買取りの補助）

第二百二十九条 （略）

2 （略）

（保存のための調査）

第二百三十条 （略）

第三百一十一条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その

第八十条の二 前条第一項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするに於いて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官（第九十九条第一項の規定により前条第一項の規定による許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に対し、その旨を通知するものとする。

（復旧の届出等）

第八十条の三 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第八十条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 （略）

（環境保全）

第八十一条 （略）

2 （略）

3 第一項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第八十条第七項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

（管理団体による買取りの補助）

第八十一条の二 （略）

2 （略）

（保存のための調査）

第八十二条 （略）

第八十三条 文化庁長官は、左の各号の一に該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当る者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のた

他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

- 一 (略)
- 二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。
- 三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。

四 (略)
2・3 (略)

(登録記念物)

第百三十二条 文部科学大臣は、史跡名勝天然記念物(第百十条第一項に規定する仮指定を都道府県の教育委員会が行つたものを含む。)以外の記念物(第百八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行つているものを除く。)のうち、その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができる。

2 前項の規定による登録には、第五十七条第二項及び第三項、第百九条第三項から第五項まで並びに第百十一条第一項の規定を準用する。

第百三十三条 前条の規定により登録された記念物(以下「登録記念物」という。)()については、第五十九条第一項から第五項まで、第六十四条、第六十八条、第百十一条第二項及び第三項並びに第百十三条から第百二十条までの規定を準用する。この場合において、第五十九条第一項中「第二十七条第一項の規定により重要文化財に指定したとき」とあるのは「第百九条第一項の規定により史跡名勝天然記念物に指定したとき(第百十条第一項に規定する仮指定を都道府県の教育委員会が行つたときを含む。)()」と、同条第四項中「所有者に通知する」とあるのは「所有者及び権原に基づく占有者に通知する。ただし、通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、当該通知に代えて、その通知すべき事項を当該登録記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に当該通知が相手方に到達したものとみなす」と、同条第五項中「抹消には、前条第二項の規定を準用する」とあるのは「抹消は、前項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該登録記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、前項の規定による通知が到達した時又は同項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる」と、第百十三条

め必要な措置をさせることができる。但し、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼす虞のある措置は、させてはならない。

- 一 (略)
- 二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。
- 三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られる虞のあるとき。

四 (略)
2・3 (略)

第一項中「不適當であると明らかに認められる場合には」とあるのは「不適當であることが明らかである旨の關係地方公共団体の申出があつた場合には、關係地方公共団体の意見を聴いて」と、第一百八条及び第二百二十条中「第三十条、第三十一条第一項」とあるのは「第三十一条第一項」と、「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、第三十一条第一項中「並びにこれに基いて発する文部科学省令及び文化庁長官の指示に従い」とあるのは「及びこれに基づく文部科学省令に従い」と読み替えるものとする」と、第一百八条中「第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項」とあるのは「第四十七条第四項」と、第二百二十条中「第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項」とあるのは「第四十七条第四項」と読み替えるものとする。

第八章 重要文化的景観

(重要文化的景観の選定)

第三百三十四条 文部科学大臣は、都道府県又は市町村の申出に基づき、当該都道府県又は市町村が定める景観法（平成十六年法律第百十号）第八條第二項第一号に規定する景観計画区域又は同法第六十一条第一項に規定する景観地区内にある文化的景観であつて、文部科学省令で定める基準に照らして当該都道府県又は市町村がその保存のため必要な措置を講じているものうち特に重要なものを重要文化的景観として選定することができる。

2 前項の規定による選定には、第九條第三項から第五項までの規定を準用する。この場合において、同条第三項中「権原に基づく占有者」とあるのは、「権原に基づく占有者並びに第三百三十四条第一項に規定する申出を行った都道府県又は市町村」と読み替えるものとする。

(重要文化的景観の選定の解除)

第三百三十五条 重要文化的景観がその価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、文部科学大臣は、その選定を解除することができる。

2 前項の場合には、前条第二項の規定を準用する。

(滅失又はき損)

第三百三十六條 重要文化的景観の全部又は一部が滅失し、又はき損したときは、所有者又は権原に基づく占有者（以下この章において「所有者等」という。）は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その事実を知つた日

から十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。ただし、重要文化的景観の保存に著しい支障を及ぼすおそれがない場合として文部科学省令で定める場合は、この限りでない。

(管理に関する勧告又は命令)

第百三十七条 管理が適当でないため重要文化的景観が滅失し、又はき損するおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、所有者等に対し、管理方法の改善その他管理に關し必要な措置を勧告することができる。

2 文化庁長官は、前項に規定する勧告を受けた所有者等が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置を執らなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、当該所有者等に対し、その勧告に係る措置を執るべきことを命ずることが出来る。

3 文化庁長官は、第一項の規定による勧告又は前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、当該重要文化的景観について第百三十四条第一項に規定する申出を行った都道府県又は市町村の意見を聴くものとする。

4 第一項及び第二項の場合には、第三十六条第二項及び第三項の規定を準用する。

(費用負担に係る重要文化的景観譲渡の場合の納付金)

第百三十八条 国が滅失又はき損の防止の措置につき前条第四項で準用する第三十六条第二項の規定により費用を負担した重要文化的景観については、第四十条の規定を準用する。

(現状変更等の届出等)

第百三十九条 重要文化的景観に關しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、現状を変更し、又は保存に影響を及ぼす行為をしようとする日の三十日前までに、文部科学省令で定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、現状変更については維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置又は他の法令の規定による現状の変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 重要文化的景観の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、第一項の届出に係る重要文化的景観の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に關し必要な指導、助言又は勧告をすることが出来る。

(現状等の報告)

第百四十条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、所有者等に対し、重要な文化的景観の現状又は管理若しくは復旧の状況につき報告を求めることができる。

(他の公益との調整等)

第百四十一条 文部科学大臣は、第百三十四条第一項の規定による選定を行うに当たつては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整及び農林水産業その他の地域における産業との調和に留意しなければならない。

2 文化庁長官は、第百三十七条第一項の規定による勧告若しくは同条第二項の規定による命令又は第百三十九条第三項の規定による勧告をしようとするときは、重要な文化的景観の特性にかんがみ、国土の開発その他の公益との調整及び農林水産業その他の地域における産業との調和を図る観点から、政令で定めるところにより、あらかじめ、関係各省各庁の長と協議しなければならない。

3 国は、重要な文化的景観の保存のため特に必要と認められる物件の管理、修理、修景又は復旧について都道府県又は市町村が行う措置について、その経費の一部を補助することができる。

第九章 伝統的建造物群保存地区

(伝統的建造物群保存地区)
第百四十二条 (略)

(伝統的建造物群保存地区の決定及びその保護)
第百四十三条 (略)
2 5 (略)

(重要伝統的建造物群保存地区の選定)
第百四十四条 (略)
2 (略)

(選定の解除)
第百四十五条 (略)
2 (略)

第五章の二 伝統的建造物群保存地区

(伝統的建造物群保存地区)
第八十三条の二 (略)

(伝統的建造物群保存地区の決定及びその保護)
第八十三条の三 (略)
2 5 (略)

(重要伝統的建造物群保存地区の選定)
第八十三条の四 (略)
2 (略)

(選定の解除)
第八十三条の五 (略)
2 (略)

(管理等に関する補助)

第四百四十六条 (略)

第十章 文化財の保存技術の保護

(選定保存技術の選定等)

第四百四十七条 (略)

2・3 (略)

4 第一項の規定による選定及び前二項の規定による認定には、第七十一条第三項から第五項までの規定を準用する。

(選定等の解除)

第四百四十八条 (略)

2 (略)

3 前二項の場合には、第七十二条第三項の規定を準用する。

4 (略)

(保持者の氏名変更等)

第四百四十九条 保持者及び保存団体には、第七十三条の規定を準用する。この場合において、同条後段中「代表者」とあるのは、「代表者又は管理人」と読み替えるものとする。

(選定保存技術の保存)

第四百五十条 (略)

(選定保存技術の記録の公開)

第四百五十一条 選定保存技術の記録の所有者には、第八十八条の規定を準用する。

(選定保存技術の保存に関する援助)

第四百五十二条 (略)

第十一章 文化審議会への諮問

第四百五十三条 (略)

(管理等に関する補助)

第八十三条の六 (略)

第五章の三 文化財の保存技術の保護

(選定保存技術の選定等)

第八十三条の七 (略)

2・3 (略)

4 第一項の規定による選定及び前二項の規定による認定には、第五十六条の第三項から第五項までの規定を準用する。

(選定等の解除)

第八十三条の八 (略)

2 (略)

3 前二項の場合には、第五十六条の四第三項の規定を準用する。

4 (略)

(保持者の氏名変更等)

第八十三条の九 保持者及び保存団体には、第五十六条の五の規定を準用する。この場合において、同条後段中「代表者」とあるのは、「代表者又は管理人」と読み替えるものとする。

(選定保存技術の保存)

第八十三条の十 (略)

(選定保存技術の記録の公開)

第八十三条の十一 選定保存技術の記録の所有者には、第五十六条の十九の規定を準用する。

(選定保存技術の保存に関する援助)

第八十三条の十二 (略)

第五章の四 文化審議会への諮問

第八十四条 (略)

一 (略)

二 登録有形文化財の登録及びその登録の抹消（第五十九条第一項又は第二項の規定による登録の抹消を除く。）

三 五 (略)

六 登録有形民俗文化財の登録及びその登録の抹消（第九十条第三項で準用する第五十九条第一項又は第二項の規定による登録の抹消を除く。）

七 八 (略)

九 登録記念物の登録及びその登録の抹消（第三十三条で準用する第五十九条第一項又は第二項の規定による登録の抹消を除く。）

十 重要文化的景観の選定及びその選定の解除

十一 十三

2 (略)

一 九 (略)

十 遺跡の現状変更となる行為についての停止命令又は禁止命令の期間の延長

十一 十六 (略)

十七 重要文化的景観の管理に関する命令

十八 第八十四条第一項の政令（同項第二号に掲げる事務に係るものに限る。）の制定又は改廃の立案

第十二章 補則

第一節 聴聞、意見の聴取及び不服申立て

(聴聞の特例)

第五十四条 文化庁長官（第八十四条第一項の規定により文化庁長官の権限に属する事務を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会。次項及び次条において同じ。）は、次に掲げる処分を行うとするとときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

一 第四十五条第一項又は第八十二条第一項の規定による制限、禁止又は命令で特定の者に対して行われるもの

二 第五十一条第五項（第五十一条の二）（第八十五条で準用する場合を含む。）

（）、第八十四条第二項及び第八十五条で準用する場合を含む。）の規定による公開の中止命令

三 第九十二条第二項の規定による発掘の禁止又は中止命令

一 (略)

一の二 登録有形文化財の登録及びその登録の抹消（第五十六条の二の三第一項の規定による登録の抹消を除く。）

二 四 (略)

五 六 (略)

七 九 (略)

2 (略)

一 九 (略)

九の二 遺跡の現状変更となる行為についての停止命令又は禁止命令の期間の延長

十 十五 (略)

十六 第九十九条第一項の政令（同項第二号に掲げる事務に係るものに限る。）の制定又は改廃の立案

第六章 補則

(聴聞の特例)

第八十五条 文化庁長官（第九十九条第一項の規定により文化庁長官の権限に属する事務を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会。次項及び次条において同じ。）は、次に掲げる処分を行うとするとときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

一 第四十五条第一項又は第八十一条第一項の規定による制限、禁止又は命令で特定の者に対して行われるもの

二 第五十一条第五項（第五十一条の二）（第五十六条の十六で準用する場合を含む。）

（）、第五十六条の十五第二項及び第五十六条の十六で準用する場合を含む。）の規定による公開の中止命令

三 第五十七条第二項の規定による発掘の禁止又は中止命令

四 第九十六条第二項の規定による同項の調査のための停止命令若しくは禁止命令又は同条第五項の規定によるこれらの命令の期間の延長

五 第二百二十五条第七項（第二百二十八条第三項で準用する場合を含む。）の規定による原状回復の命令

2 文化庁長官は、前項の聴聞又は第四十三条第四項（第二百二十五条第三項で準用する場合を含む。）若しくは第五十三条第四項の規定による許可の取消しに係る聴聞をしようとするときは、当該聴聞の期日の十日前までに、行政手続法第十五条第一項の規定による通知をし、かつ、当該処分の内容並びに当該聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3 （略）

（意見の聴取）

第二百五十五条（略）

一 第三十八条第一項又は第二百二十三条第一項の規定による修理若しくは復旧又は措置の施行

二 第五十五条第一項又は第二百三十一条第一項の規定による立入調査又は調査のため必要な措置の施行

三 第九十八条第一項の規定による発掘の施行

2 4 （略）

（不服申立ての手續における意見の聴取）

第二百五十六条（略）

一 第四十三条第一項又は第二百二十五条第一項の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可又は不許可

二 第二百三十三条第一項（第二百三十三条で準用する場合を含む。）の規定による管理団体の指定

2 （略）

（証拠の提示等）

第百五十八条 第百五十六条第一項の意見の聴取においては、審査請求人若しくは異議申立人、参加人及び前条の規定により意見の聴取に参加した者又はこれらの者の代理人に対して、当該事案について、証拠を提示し、かつ、意見を述べる機会を与えなければならない。

四 第五十七条の五第二項の規定による同項の調査のための停止命令若しくは禁止命令又は同条第五項の規定によるこれらの命令の期間の延長

五 第八十条第七項（第八十一条第三項で準用する場合を含む。）の規定による原状回復の命令

2 文化庁長官は、前項の聴聞又は第四十三条第四項（第八十条第三項で準用する場合を含む。）若しくは第五十三条第四項の規定による許可の取消しに係る聴聞をしようとするときは、当該聴聞の期日の十日前までに、行政手続法第十五条第一項の規定による通知をし、かつ、当該処分の内容並びに当該聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3 （略）

（意見の聴取）

第八十五条の二（略）

一 第三十八条第一項又は第七十八条第一項の規定による修理若しくは復旧又は措置の施行

二 第五十五条第一項又は第八十三条第一項の規定による立入調査又は調査のため必要な措置の施行

三 第五十八条第一項の規定による発掘の施行

2 4 （略）

（不服申立ての手續における意見の聴取）

第八十五条の三（略）

一 第四十三条第一項又は第八十条第一項の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可又は不許可

二 第七十一条の二第一項の規定による管理団体の指定

2 （略）

（証拠の提示等）

第八十五条の五 第八十五条の三第一項の意見の聴取においては、審査請求人若しくは異議申立人、参加人及び前条の規定により意見の聴取に参加した者又はこれらの者の代理人に対して、当該事案について、証拠を提示し、かつ、意見を述べる機会を与えなければならない。

(裁決又は決定前の協議等)

第百五十九条 (略)

2 (略)

(手続)

第百六十条 第百五十六条から前条まで及び行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)に定めるもののほか、審査請求及び異議申立てに関する手続は、文部科学省令で定める。

(不服申立てと訴訟との関係)

第百六十一条 第百五十六条第一項各号に掲げる処分取消しの訴えは、当該処分についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定を経た後でなければ、提起することができない。

第二節 国に関する特例

(国に関する特例)

第百六十二条 (略)

(重要文化財等についての国に関する特例)

第百六十三条 重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観が国有財産法に規定する国有財産であるときは、そのものは、文部科学大臣が管理する。ただし、そのものが文部科学大臣以外の者が管理している同法第三条第二項に規定する行政財産であるときその他文部科学大臣以外の者が管理すべき特別の必要のあるものであるときは、そのものを関係各省各庁の長が管理するか、又は文部科学大臣が管理するかは、文部科学大臣、関係各省各庁の長及び財務大臣が協議して定める。

第百六十四条 前条の規定により重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観を文部科学大臣が管理するため、所属を異にする会計の間において所管換え又は所属替えをするときは、国有財産法第十五条の規定にかかわらず、無償として整理することができる。

第百六十五条 国の所有に属する有形文化財又は有形の民俗文化財を国宝若しくは重要文化財又は重要有形民俗文化財に指定したときは、第二十八条第一項又は

(裁決又は決定前の協議等)

第八十五条の六 (略)

2 (略)

(手続)

第八十五条の七 前四条及び行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)に定めるもののほか、審査請求及び異議申立てに関する手続は、文部科学省令で定める。

(不服申立てと訴訟との関係)

第八十五条の八 第八十五条の三第一項各号に掲げる処分取消しの訴えは、当該処分についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定を経た後でなければ、提起することができない。

(国に関する特例)

第八十六条 (略)

(重要文化財等についての国に関する特例)

第八十七条 重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物が国有財産法に規定する国有財産であるときは、そのものは、文部科学大臣が管理する。ただし、そのものが文部科学大臣以外の者が管理している同法第三条第二項に規定する行政財産であるときその他文部科学大臣以外の者が管理すべき特別の必要のあるものであるときは、そのものを関係各省各庁の長が管理するか、又は文部科学大臣が管理するかは、文部科学大臣、関係各省各庁の長及び財務大臣が協議して定める。

第八十七条の二 前条の規定により重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物を文部科学大臣が管理するため、所属を異にする会計の間において所管換え又は所属替えをするときは、国有財産法第十五条の規定にかかわらず、無償として整理することができる。

第八十八条 国の所有に属する有形文化財又は有形の民俗文化財を国宝若しくは重要文化財又は重要有形民俗文化財に指定したときは、第二十八条第一項又は

は第三項（第七十八条第二項で準用する場合を含む。）の規定により所有者に対し行うべき通知又は指定書の交付は、当該有形文化財又は有形の民俗文化財を管理する各省各庁の長に対し行うものとする。この場合においては、国宝の指定書を受けた各省各庁の長は、直ちに国宝に指定された重要文化財の指定書を文部科学大臣に返付しなければならない。

2 国の所有に属する国宝若しくは重要文化財又は重要有形民俗文化財の指定を解除したときは、第二十九条第二項（第七十九条第二項で準用する場合を含む。）又は第五項の規定により所有者に対し行うべき通知又は指定書の交付は、当該国宝若しくは重要文化財又は重要有形民俗文化財を管理する各省各庁の長に対し行うものとする。この場合においては、当該各省各庁の長は、直ちに指定書を文部科学大臣に返付しなければならない。

3 国の所有又は占有に属するものを特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物に指定し、若しくは仮指定し、又はその指定若しくは仮指定を解除したときは、第九十九条第三項（第一百十条第三項及び第一百十二条第四項で準用する場合を含む。）の規定により所有者又は占有者に対し行うべき通知は、その指定若しくは仮指定又は指定若しくは仮指定の解除に係るものを管理する各省各庁の長に対し行うものとする。

4 国の所有又は占有に属するものを重要文化的景観に選定し、又はその選定を解除したときは、第三十四条第二項（第三十五条第二項で準用する場合を含む。）で準用する第九十九条第三項の規定により所有者又は占有者に対し行うべき通知は、当該重要文化的景観を管理する各省各庁の長に対し行うものとする。

第一百六十六条 重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観を管理する各省各庁の長は、この法律並びにこれに基づいて発する文部科学省令及び文化庁長官の勧告に従い、重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観を管理しなければならない。

第一百六十七条 （略）

一・二 （略）

三 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観の全部又は一部が滅失し、き損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたとき。

四・五 （略）

六 所管に属する重要有形民俗文化財又は重要文化的景観の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき。

第三項（第五十六条の十第二項で準用する場合を含む。）の規定により所有者に対し行うべき通知又は指定書の交付は、当該有形文化財又は有形の民俗文化財を管理する各省各庁の長に対し行うものとする。この場合においては、国宝の指定書を受けた各省各庁の長は、直ちに国宝に指定された重要文化財の指定書を文部科学大臣に返付しなければならない。

2 国の所有に属する国宝若しくは重要文化財又は重要有形民俗文化財の指定を解除したときは、第二十九条第二項（第五十六条の十一第二項で準用する場合を含む。）又は第五項の規定により所有者に対し行うべき通知又は指定書の交付は、当該国宝若しくは重要文化財又は重要有形民俗文化財を管理する各省各庁の長に対し行うものとする。この場合においては、当該各省各庁の長は、直ちに指定書を文部科学大臣に返付しなければならない。

3 国の所有又は占有に属するものを特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物に指定し、若しくは仮指定し、又はその指定若しくは仮指定を解除したときは、第六十九条第三項（第七十条第三項及び第七十一条第四項で準用する場合を含む。）の規定により所有者又は占有者に対し行うべき通知は、その指定若しくは仮指定又は指定若しくは仮指定の解除に係るものを管理する各省各庁の長に対し行うものとする。

第八十九条 重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物を管理する各省各庁の長は、この法律並びにこれに基づいて発する文部科学省令及び文化庁長官の勧告に従い、重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物を管理しなければならない。

第九十条 （略）

一・二 （略）

三 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の全部又は一部が滅失し、き損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたとき。

四・五 （略）

六 所管に属する重要有形民俗文化財の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又はこれを輸出しようとするとき。

七 (略)

- 2 前項第一号及び第二号の場合に係る通知には、第三十二条第一項(第八十条及び第二百十条で準用する場合を含む。)の規定を、前項第三号の場合に係る通知には、第三十三条(第八十条及び第二百十条で準用する場合を含む。)及び第三百三十六条の規定を、前項第四号の場合に係る通知には、第三十四条(第八十条で準用する場合を含む。)の規定を、前項第五号の場合に係る通知には、第四十三条の二第一項及び第二百二十七条第一項の規定を、前項第六号の場合に係る通知には、第八十一条第一項及び第三百三十九条第一項の規定を、前項第七号の場合に係る通知には、第一百五十五条第二項の規定を準用する。

3 (略)

第六十八條 (略)

- 一 (略)
二 所管に属する重要文化財又は重要有形民俗文化財を輸出しようとするとき
三 (略)
2 (略)
3 第一項第一号及び前項の場合には、第四十三条第一項ただし書及び同条第二項並びに第二百二十五条第一項ただし書及び同条第二項の規定を準用する。
4・5 (略)

第六十九條 (略)

- 一 (略)
二 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観の修理若しくは復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置
三・四 (略)
2 (略)
3 第一項の規定による文化庁長官の勧告に基づいて施行する同項第二号に規定する修理、復旧若しくは措置又は同項第三号に規定する施設に要する経費の分担については、文部科学大臣と各省各庁の長が協議して定める。

第七十条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合には、国の所有に属する国宝又は特別史跡名勝天然記念物につき、自ら修理若しくは復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。この場合においては、文化庁長官は、当該文化財が文部科学大臣以外の各

七 (略)

- 2 前項第一号及び第二号の場合に係る通知には、第三十二条第一項並びに同項を準用する第五十六条の十二及び第七十五条の規定を、前項第三号の場合に係る通知には、第三十三条並びに同条を準用する第五十六条の十二及び第七十五条の規定を、前項第四号の場合に係る通知には、第三十四条及び同条を準用する第五十六条の十二の規定を、前項第五号の場合に係る通知には、第四十三条の二第一項及び第八十条の三第一項の規定を、前項第六号の場合に係る通知には、第五十六条の十三第一項の規定を、前項第七号の場合に係る通知には、第七十二条第二項の規定を準用する。

3 (略)

第九十一條 (略)

- 一 (略)
二 所管に属する重要文化財を輸出しようとするとき
三 (略)
2 (略)
3 第一項第一号及び前項の場合には、第四十三条第一項但書及び同条第二項並びに第八十条第一項但書及び同条第二項の規定を準用する。
4・5 (略)

第九十二條 (略)

- 一 (略)
二 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の修理若しくは復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置
三・四 (略)
2 (略)
3 第一項の規定による文化庁長官の勧告に基づいて施行する同項第二号に規定する修理、復旧若しくは措置又は同項第三号に規定する施設に要する経費の分担については、文部科学大臣と各省各庁の長が協議して定める。

第九十三条 文化庁長官は、左の各号の一に該当する場合には、国の所有に属する国宝又は特別史跡名勝天然記念物につき、自ら修理若しくは復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。この場合においては、文化庁長官は、当該文化財が文部科学大臣以外の各省各庁

省各庁の長の所管に属するものであるときは、あらかじめ、修理若しくは復旧又は措置の内容、着手の時期その他必要な事項につき、文部科学大臣を通じ当該文化財を管理する各省各庁の長と協議し、当該文化財が文部科学大臣の所管に属するものであるときは、文部科学大臣の定める場合を除いて、その承認を受けなければならない。

一 (略)

二 国宝又は特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、関係各省各庁の長に当該修理若しくは復旧又は措置をさせることが適当でないとき。

第百七十一条 文部科学大臣は、国の所有に属するものを国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物に指定し、若しくは重要な文化的景観に選定するに当たり、又は国の所有に属する国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物、史跡名勝天然記念物若しくは重要な文化的景観に関する状況を確認するため必要があると認めるときは、関係各省各庁の長に対し調査のため必要な報告を求め、又は、重要有形民俗文化財及び重要な文化的景観に係る場合を除き、調査に当たる者を定めて実地調査をさせることができる。

第百七十二条 (略)

2、4 (略)

5 地方公共団体その他の法人が第一項の規定による管理を行う場合には、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に係るときは、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条の四第一項、第三十三条、第三十四条、第三十五条、第三十六条、第四十七条の二第三項及び第五十四条の規定を、史跡名勝天然記念物に係るときは、第三十条、第三十一条第一項、第三十三条、第三十五条、第五十五条第一項及び第二項、第一百六十六条第一項及び第三項、第二百一十一条並びに第一百三十条の規定を準用する。

第百七十三条 (略)

第百七十四条 文化庁長官は、重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の保護のため特に必要があると認めるときは、第百七十二条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人に当該文化財の修理又は復旧を行わせることができる。

の長の所管に属するものであるときは、あらかじめ、修理若しくは復旧又は措置の内容、着手の時期その他必要な事項につき、文部科学大臣を通じ当該文化財を管理する各省各庁の長と協議し、当該文化財が文部科学大臣の所管に属するものであるときは、文部科学大臣の定める場合を除いて、その承認を受けなければならない。

一 (略)

二 国宝又は特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られる虞のある場合において、関係各省各庁の長に当該修理若しくは復旧又は措置をさせることが適当でないとき。

第九十四条 文部科学大臣は、国の所有に属するものを国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物に指定するに当たり、又は国の所有に属する国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物に関する状況を確認するため必要があると認めるときは、関係各省各庁の長に対し調査のため必要な報告を求め、又は、重要有形民俗文化財に係る場合を除き、調査に当たる者を定めて実地調査をさせることができる。

第九十五条 (略)

2、4 (略)

5 地方公共団体その他の法人が第一項の規定による管理を行う場合には、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に係るときは、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条の四第一項、第三十三条、第三十四条、第三十五条、第三十六条、第四十七条の二第三項及び第五十四条の規定を、史跡名勝天然記念物に係るときは、第三十条、第三十一条第一項、第三十三条、第三十五条、第七十二条第一項及び第二項、第七十二条の二第一項及び第三項、第七十六条並びに第八十二条の規定を準用する。

第九十五条の二 (略)

第九十五条の三 文化庁長官は、重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の保護のため特に必要があると認めるときは、第九十五条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人に当該文化財の修理又は復旧を行わせることができる。

2 前項の規定による修理又は復旧を行わせる場合には、第七十二条第二項の規定を準用する。

3 地方公共団体その他の法人が第一項の規定による修理又は復旧を行う場合には、重要文化財又は重要有形民俗文化財に係るときは、第三十二条の四第一項及び第三十五条の規定を、史跡名勝天然記念物に係るときは、第三十五条、第七十二条第一項及び第七十三条の規定を準用する。

第七十五条 第七十二条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体は、その管理する国の所有に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物でその指定に係る土地及び建造物を、その管理のため必要な限度において、無償で使用することができる。

2 国有財産法第二十二条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により土地及び建造物を使用させる場合について準用する。

第七十六条 文化庁長官は、第九十八条第一項の規定により発掘を施行しようとする場合において、その発掘を施行しようとする土地が国の所有に属し、又は国の機関の占有するものであるときは、あらかじめ、発掘の目的、方法、着手の時期その他必要と認める事項につき、文部科学大臣を通じて関係各省各庁の長と協議しなければならない。ただし、当該各省各庁の長が文部科学大臣であるときは、その承認を受けるべきものとする。

第七十七条 第六十四条第一項の規定により国庫に帰属した文化財は、文化庁長官が管理する。ただし、その保存のため又はその効用から見て他の機関に管理させることが適当であるときは、これを当該機関の管理に移さなければならない。

(登録有形文化財等についての国に関する特例)

第七十八条 国の所有に属する有形文化財又は有形の民俗文化財について第五十七条第一項又は第九十条第一項の規定による登録をしたときは、第五十八条第一項又は第三項(これらの規定を第九十条第三項で準用する場合を含む。)の規定により所有者に対して行うべき通知又は登録証の交付は、当該登録有形文化財又は登録有形民俗文化財を管理する各省各庁の長に対して行うものとする。

2 国の所有に属する登録有形文化財又は登録有形民俗文化財について、第五十九条第一項から第三項まで(これらの規定を第九十条第三項で準用する場合を含む。)の規定による登録の抹消をしたときは、第五十九条第四項(第九十条

2 前項の規定による修理又は復旧を行わせる場合には、第九十五条第二項の規定を準用する。

3 地方公共団体その他の法人が第一項の規定による修理又は復旧を行う場合には、重要文化財又は重要有形民俗文化財に係るときは、第三十二条の四第一項及び第三十五条の規定を、史跡名勝天然記念物に係るときは、第三十五条、第七十二条の二第一項及び第七十三条の規定を準用する。

第九十五条の四 第九十五条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体は、その管理する国の所有に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物でその指定に係る土地及び建造物を、その管理のため必要な限度において、無償で使用することができる。

2 国有財産法第二十二条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により土地及び建造物を使用させる場合について準用する。

第九十六条 文化庁長官は、第五十八条第一項の規定により発掘を施行しようとする場合において、その発掘を施行しようとする土地が国の所有に属し、又は国の機関の占有するものであるときは、あらかじめ、発掘の目的、方法、着手の時期その他必要と認める事項につき、文部科学大臣を通じて関係各省各庁の長と協議しなければならない。ただし、当該各省各庁の長が文部科学大臣であるときは、その承認を受けるべきものとする。

第九十七条 第六十三条第一項の規定により国庫に帰属した文化財は、文化庁長官が管理する。ただし、その保存のため又はその効用から見て他の機関に管理させることが適当であるときは、これを当該機関の管理に移さなければならない。

(登録有形文化財についての国に関する特例)

第九十七条の二 国の所有に属する有形文化財で建造物であるものについて第五十六条の二第一項の規定による登録をしたときは、第五十六条の二の二第一項又は第三項の規定により所有者に対して行うべき通知又は登録証の交付は、当該登録有形文化財を管理する各省各庁の長に対して行うものとする。

2 国の所有に属する登録有形文化財について、第五十六条の二の三第一項又は第二項の規定による登録の抹消をしたときは、同条第三項の規定により所有者に対して行うべき通知は、当該登録有形文化財を管理する各省各庁の長に対し

第三項で準用する場合を含む。)の規定により所有者に対して行うべき通知は、当該登録有形文化財又は登録有形民俗文化財を管理する各省各庁の長に対して行うものとする。この場合においては、当該各省各庁の長は、直ちに登録証を文部科学大臣に返付しなければならない。

3 国の所有又は占有に属する記念物について第三百三十二条第一項の規定による登録をし、又は第三百三十三条で準用する第五十九条第一項から第三項までの規定による登録の抹消をしたときは、第三百三十二条第二項で準用する第九十九条第三項又は第三百三十三条で読み替えて準用する第五十九条第四項の規定により所有者又は占有者に対して行うべき通知は、当該登録記念物を管理する各省各庁の長に対して行うものとする。

第七十九条 次に掲げる場合には、関係各省各庁の長は、文部科学大臣を通じて文化庁長官に通知しなければならない。

一 登録有形文化財、登録有形民俗文化財又は登録記念物を取得したとき。

二 登録有形文化財、登録有形民俗文化財又は登録記念物の所管換えを受け、又は所属替えをしたとき。

三 所管に属する登録有形文化財、登録有形民俗文化財又は登録記念物の全部又は一部が滅失し、き損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたとき。

四 所管に属する登録有形文化財又は登録有形民俗文化財の所在の場所を変更しようとするとき。

五 登録有形文化財、登録有形民俗文化財又は登録記念物の現状を変更しようとするとき。

六 所管に属する登録有形文化財又は登録有形民俗文化財を輸出しようとするとき。

七 所管に属する登録記念物の所在する土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたとき。

2 各省各庁の長以外の国の機関が登録有形文化財、登録有形民俗文化財又は登録記念物の現状を変更しようとするときは、文化庁長官に通知しなければならない。

3 第一項第一号及び第二号に掲げる場合に係る通知には第三十二条第一項の規定を、第一項第三号に掲げる場合に係る通知には第三十三条又は第六十一条(第九十条第三項で準用する場合を含む。)の規定を、第一項第四号に掲げる場合に係る通知には第六十二条(第九十条第三項で準用する場合を含む。)の規定を、第一項第五号及び前項に規定する場合に係る通知には第六十四条第一項(第九十条第三項及び第三百三十三条で準用する場合を含む。)の規定を、第一

て行うものとする。この場合においては、当該各省各庁の長は、直ちに登録証を文部科学大臣に返付しなければならない。

第九十七条の三 次に掲げる場合には、関係各省各庁の長は、文部科学大臣を通じて文化庁長官に通知しなければならない。

一 登録有形文化財を取得したとき。

二 登録有形文化財の所管換えを受け、又は所属替えをしたとき。

三 所管に属する登録有形文化財の全部又は一部が滅失し、又はき損したとき。

四 登録有形文化財の現状を変更しようとするとき。

2 各省各庁の長以外の国の機関が登録有形文化財の現状を変更しようとするときは、文化庁長官に通知しなければならない。

3 第一項第一号及び第二号に掲げる場合に係る通知には第三十二条第一項の規定を、第一項第三号に掲げる場合に係る通知には第五十六条の二の五の規定を、同項第四号及び前項に規定する場合に係る通知には第五十六条の二の七第一項の規定を準用する。

項第六号に掲げる場合に係る通知には第六十五条第一項（第九十条第三項で準用する場合を含む。）の規定を、第一項第七号に掲げる場合に係る通知には第百十五条第二項の規定を準用する。

4 第一項第五号及び第二項に規定する現状の変更には、第六十四条第一項ただし書及び第二項の規定を準用する。

5 登録有形文化財、登録有形民俗文化財又は登録記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、第一項第五号又は第二項に規定する現状の変更に関し、文部科学大臣を通じ関係各省各庁の長に対し、又は各省各庁の長以外の国の機関に対して意見を述べることができる。

第一百八十条 文部科学大臣は、国の所有に属する登録有形文化財、登録有形民俗文化財又は登録記念物に関する状況を確認するため必要があると認めるときは、関係各省各庁の長に対し調査のため必要な報告を求めることができる。

第一百八十一条 国の所有に属する登録有形文化財又は登録有形民俗文化財については、第六十条第三項から第五項まで、第六十三条第二項及び第六十七条第三項（これらの規定を第九十条第三項で準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

2 国の所有に属する登録記念物については、第三百三十三条で準用する第一百三十一条から第一百八十一条までの規定は、適用しない。

第三節 地方公共団体及び教育委員会

（地方公共団体の事務）

第一百八十二条 （略）

2・3 （略）

（地方債についての配慮）

第一百八十三条 （略）

（都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）

第一百八十四条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務の全部又は一部は、政令で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会が行うこととすることができる。

一 第三十五条第三項（第三十六条第三項（第八十三条、第二百一十一条第二項（第七十二条第五項で準用する場合を含む。）及び第七十二条第五項で

4 第一項第四号及び第二項に規定する現状の変更には、第五十六条の二の七第一項ただし書及び第二項の規定を準用する。

5 登録有形文化財の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、第一項第四号又は第二項に規定する現状の変更に関し、文部科学大臣を通じ関係各省各庁の長に対し、又は各省各庁の長以外の国の機関に対して意見を述べることができる。

第九十七条の四 文部科学大臣は、国の所有に属する登録有形文化財に関する状況を確認するため必要があると認めるときは、関係各省各庁の長に対し調査のため必要な報告を求めることができる。

第九十七条の五 国の所有に属する登録有形文化財については、第五十六条の二の四第三項から第五項まで、第五十六条の二の六第二項及び第五十六条の二の九第三項の規定は、適用しない。

（地方公共団体の事務）

第九十八条 （略）

2・3 （略）

（地方債についての配慮）

第九十八条の二 （略）

（都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）

第九十九条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務の全部又は一部は、政令で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会が行うこととすることができる。

一 第三十五条第三項（第三十六条第三項（第五十六条の十四、第七十六条第二項（第九十五条第五項で準用する場合を含む。）及び第九十五条第五項で

準用する場合を含む。）、第三十七条第四項（第八十三条及び第二百二十二条第三項で準用する場合を含む。）、第四十六条の二第二項、第七十四条第二項、第七十七条第二項（第九十一条で準用する場合を含む。）、第八十三条、第八十七条第二項、第一百八条、第二百十条、第二百九条第二項、第七十二条第五項及び第七十四条第三項で準用する場合を含む。）の規定による指揮監督

二 第四十三条又は第二百二十五条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可及びその取消し並びにその停止命令（重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為の許可及びその取消しを除く。）

三 第五十一条第五項（第五十一条の二（第八十五条で準用する場合を含む。）、第八十四条第二項及び第八十五条で準用する場合を含む。）の規定による公開の停止命令

四 第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令

五 第五十四条（第八十六条及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。）、第五十五条、第三十条（第七十二条第五項で準用する場合を含む。）、又は第三百三十一条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行

六 第九十二条第一項（第九十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理、第九十二条第二項の規定による指示及び命令、第九十三条第二項の規定による指示、第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長、同条第八項の規定による指示、第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による勧告

2 都道府県又は市の教育委員会が前項の規定によつてした同項第五号に掲げる第五十五条又は第三百三十一条の規定による立入調査又は調査のための必要な措置の施行については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

3 都道府県又は市の教育委員会が、第一項の規定により、同項第六号に掲げる事務のうち第九十四条第一項から第四項まで又は第九十七条第一項から第四項までの規定によるものを行う場合には、第九十四条第五項又は第九十七条第五項の規定は適用しない。

4 (略)

準用する場合を含む。）、第三十七条第四項（第五十六条の十四及び第七十七条第三項で準用する場合を含む。）、第四十六条の二第二項、第五十六条の六第二項、第五十六条の九第二項（第五十六条の二十一で準用する場合を含む。）、第五十六条の十四、第五十六条の十八第二項、第七十三条の二、第七十五条、第八十一条の二第二項、第九十五条第五項及び第九十五条の三第三項で準用する場合を含む。）の規定による指揮監督

二 第四十三条又は第八十条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可及びその取消し並びにその停止命令（重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為の許可及びその取消しを除く。）

三 第五十一条第五項（第五十一条の二（第五十六条の十六で準用する場合を含む。）、第五十六条の十五第二項及び第五十六条の十六で準用する場合を含む。）の規定による公開の停止命令

四 第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令

五 第五十四条（第五十六条の十七及び第九十五条第五項で準用する場合を含む。）、第五十五条、第八十二条（第九十五条第五項で準用する場合を含む。）、又は第八十三条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行

六 第五十七条第一項（第五十七条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理、同条第二項の規定による指示及び命令、第五十七条の二第二項の規定による指示、第五十七条の三第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、第五十七条の五第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長、同条第八項の規定による指示、第五十七条の六第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告

2 都道府県又は市の教育委員会が前項の規定によつてした同項第五号に掲げる第五十五条又は第八十三条の規定による立入調査又は調査のための必要な措置の施行については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

3 都道府県又は市の教育委員会が、第一項の規定により、同項第六号に掲げる事務のうち第五十七条の三第一項から第四項まで又は第五十七条の六第一項から第四項までの規定によるものを行う場合には、第五十七条の三第五項又は第五十七条の六第五項の規定は適用しない。

4 (略)

一 第一項第二号に掲げる第四十三條又は第百二十五條の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可 第四十三條第五項又は第百二十五條第五項

二 第一項第五号に掲げる第五十五條又は第百三十一條の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行 第五十五條第三項又は第百三十一條第二項

三 第一項第六号に掲げる第九十六條第二項の規定による命令 同條第九項

5～8 (略)

(出品された重要文化財等の管理)
第百八十五條 文化庁長官は、政令で定めるところにより、第四十八條(第八十五條)で準用する場合を含む。)の規定により出品された重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理の事務の全部又は一部を、都道府県又は指定都市等の教育委員会が行うことができる。

2 前項の規定により、都道府県又は指定都市等の教育委員会が同項の管理の事務を行う場合には、都道府県又は指定都市等の教育委員会は、その職員のうちから、当該重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理の責めに任ずべき者を定めなければならない。

(修理等の施行の委託)

第百八十六條 文化庁長官は、必要があると認めるときは、第三十八條第一項又は第百七十條の規定による国宝の修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置の施行、第九十八條第一項の規定による発掘の施行及び第百二十三條第一項又は第百七十條の規定による特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行につき、都道府県の教育委員会に対し、その全部又は一部を委託することができる。

2 都道府県の教育委員会が前項の規定による委託に基づき、第三十八條第一項の規定による修理又は措置の施行の全部又は一部を行う場合には、第三十九條の規定を、第九十八條第一項の規定による発掘の施行の全部又は一部を行う場合には、同條第三項で準用する第三十九條の規定を、第百二十三條第一項の規定による復旧又は措置の施行の全部又は一部を行う場合には、同條第二項で準用する第三十九條の規定を準用する。

(重要文化財等の管理等の受託又は技術的指導)

第百八十七條 (略)

一 第一項第二号に掲げる第四十三條又は第八十條の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可 第四十三條第五項又は第八十條第五項

二 第一項第五号に掲げる第五十五條又は第八十三條の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行 第五十五條第三項又は第八十三條第二項

三 第一項第六号に掲げる第五十七條の五第二項の規定による命令 同條第九項

5～8 (略)

(出品された重要文化財等の管理)
第百條 文化庁長官は、政令で定めるところにより、第四十八條(第五十六條)十六で準用する場合を含む。)の規定により出品された重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理の事務の全部又は一部を、都道府県又は指定都市等の教育委員会が行うことができる。

2 前項の規定により、都道府県又は指定都市等の教育委員会が同項の管理の事務を行う場合には、都道府県又は指定都市等の教育委員会は、その職員のうちから、当該重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理の責めに任ずべき者を定めなければならない。

(修理等の施行の委託)

第百一條 文化庁長官は、必要があると認めるときは、第三十八條第一項又は第九十三條の規定による国宝の修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置の施行、第五十八條第一項の規定による発掘の施行及び第七十八條第一項又は第九十三條の規定による特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行につき、都道府県の教育委員会に対し、その全部又は一部を委託することができる。

2 都道府県の教育委員会が前項の規定による委託に基づき、第三十八條第一項の規定による修理又は措置の施行の全部又は一部を行う場合には、第三十九條の規定を、第五十八條第一項の規定による発掘の施行の全部又は一部を行う場合には、同條第三項で準用する第三十九條の規定を、第七十八條第一項の規定による復旧又は措置の施行の全部又は一部を行う場合には、同條第二項で準用する第三十九條の規定を準用する。

(重要文化財等の管理等の受託又は技術的指導)

第百二條 (略)

(書類等の經由)

第百八十八条 (略)

2 (略)

3 この法律の規定により文化財に関し文部科学大臣又は文化庁長官が発する命令、勧告、指示その他の処分告知は、都道府県の教育委員会を経由すべきものとする。ただし、特に緊急な場合は、この限りでない。

(文部科学大臣又は文化庁長官に対する意見具申)

第百八十九条 (略)

(地方文化財保護審議会)

第百九十条 (略)

2・3 (略)

(文化財保護指導委員)

第百九十一条 (略)

2・3 (略)

(事務の区分)

第百九十二条 第百十条第一項及び第二項、第百十二条第一項並びに第百十条第三項及び第百十二条第四項において準用する第百九条第三項及び第四項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第十三章 罰則

第百九十三条 (略)

第百九十四条 第八十二条の規定に違反し、文化庁長官の許可を受けないで重要有形民俗文化財を輸出した者は、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

第百九十五条 (略)

2 (略)

(書類等の經由)

第百三条 (略)

2 (略)

3 この法律の規定により文化財に関し文部科学大臣又は文化庁長官が発する命令、勧告、指示その他の処分告知は、都道府県の教育委員会を経由すべきものとする。但し、特に緊急な場合は、この限りでない。

(文部科学大臣又は文化庁長官に対する意見具申)

第百四条 (略)

(地方文化財保護審議会)

第百五条 (略)

2・3 (略)

(文化財保護指導委員)

第百五条の二 (略)

2・3 (略)

(事務の区分)

第百五条の三 第七十条第一項及び第二項、第七十一条第一項並びに第七十条第三項及び第七十一条第四項において準用する第六十九条第三項及び第四項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第七章 罰則

(刑罰)

第百六条 (略)

第百六条の二 第五十六条の十三の二の規定に違反し、文化庁長官の許可を受けないで重要有形民俗文化財を輸出した者は、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

第百七条 (略)

2 (略)

第九十六條 (略)

2 (略)

第九十七條 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第四十三條又は第九十五條の規定に違反して、許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、重要文化財若しくは史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかつた者
- 二 第九十六條第二項の規定に違反して、現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止の命令に従わなかつた者

第九十八條 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三十九條第三項(第九十六條第二項で準用する場合を含む。)で準用する第三十二條の二第五項の規定に違反して、国宝の修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者
- 二 第九十八條第三項(第九十六條第二項で準用する場合を含む。)で準用する第三十九條第三項で準用する第三十二條の二第五項の規定に違反して、発掘の施行を拒み、又は妨げた者
- 三 第二百二十三條第二項(第九十六條第二項で準用する場合を含む。)で準用する第三十九條第三項で準用する第三十二條の二第五項の規定に違反して、特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者

第九十九條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産の管理に関して第九十三條から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本條の罰金刑を科する。

第七條の二 (略)

2 (略)

第七條の三 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第四十三條又は第八十條の規定に違反して、許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、重要文化財若しくは史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかつた者
- 二 第五十七條の五第二項の規定に違反して、現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止の命令に従わなかつた者

第七條の四 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三十九條第三項(第九十一條第二項で準用する場合を含む。)で準用する第三十二條の二第五項の規定に違反して、国宝の修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者
- 二 第五十八條第三項(第九十一條第二項で準用する場合を含む。)で準用する第三十九條第三項で準用する第三十二條の二第五項の規定に違反して、発掘の施行を拒み、又は妨げた者
- 三 第七十八條第二項(第九十一條第二項で準用する場合を含む。)で準用する第三十九條第三項で準用する第三十二條の二第五項の規定に違反して、特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者

第七條の五 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産の管理に関して前五條の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本條の罰金刑を科する。

(行政罰)

第八十條 第三十九條第一項(第四十七條第三項(第五十六條の十四で準用する場合を含む。))、第七十八條第二項、第九十一條第二項又は第九十二條第二項で準用する場合を含む。、第四十九條(第五十六條の十六で準用する場合を含む。))又は第九十條第二項に規定する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名

跡名勝天然記念物の管理、修理又は復旧の施行の責めに任ずべき者が怠慢又は重大な過失によりその管理、修理又は復旧に係る重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物を滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるに至らしめたときは、三十万円以下の過料に処する。

第二百一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一 正当な理由がなくて、第三十六条第一項（第八十三条及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。）又は第三十七条第一項の規定による重要文化財若しくは重要有形民俗文化財の管理又は国宝の修理に関する文化庁長官の命令に従わなかつた者

二 正当な理由がなくて、第二百一十一条第一項（第七十二条第五項で準用する場合を含む。）又は第二百一十二条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の管理又は特別史跡名勝天然記念物の復旧に関する文化庁長官の命令に従わなかつた者

三 正当な理由がなくて、第三百二十七条第二項の規定による重要文化的景観の管理に関する勧告に係る措置を執るべき旨の文化庁長官の命令に従わなかつた者

第二百二条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 正当な理由がなくて、第四十五条第一項の規定による制限若しくは禁止又は施設の命令に違反した者

二 第四十六条（第八十三条で準用する場合を含む。）の規定に違反して、文化庁長官に国に対する売渡しの申出をせず、若しくは申出をした後第四十六条第五項（第八十三条で準用する場合を含む。）に規定する期間内に、国以外の者に重要文化財又は重要有形民俗文化財を譲り渡し、又は第四十六条第一項（第八十三条で準用する場合を含む。）の規定による売渡しの申出につき、虚偽の事実を申し立てた者

三 第四十八条第四項（第五十一条第三項（第八十五条で準用する場合を含む。）及び第八十五条で準用する場合を含む。）の規定に違反して、出品若しくは公開をせず、又は第五十一条第五項（第五十一条の二（第八十五条で準用する場合を含む。））、第八十四条第二項及び第八十五条で準用する場合を含む。）の規定に違反して、公開の停止若しくは中止の命令に従わなかつた者

四 （略）

五 第五十四条（第八十六条及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。）

勝天然記念物の管理、修理又は復旧の施行の責めに任ずべき者が怠慢又は重大な過失によりその管理、修理又は復旧に係る重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物を滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるに至らしめたときは、三十万円以下の過料に処する。

第九十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一 正当な理由がなくて、第三十六条第一項（第五十六条の十四及び第九十五条第五項で準用する場合を含む。）又は第三十七条第一項の規定による重要文化財若しくは重要有形民俗文化財の管理又は国宝の修理に関する文化庁長官の命令に従わなかつた者

二 正当な理由がなくて、第七十六条第一項（第九十五条第五項で準用する場合を含む。）又は第七十七条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の管理又は特別史跡名勝天然記念物の復旧に関する文化庁長官の命令に従わなかつた者

第一百十条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 正当な理由がなくて、第四十五条第一項の規定による制限若しくは禁止又は施設の命令に違反した者

二 第四十六条（第五十六条の十四で準用する場合を含む。）の規定に違反して、文化庁長官に国に対する売渡しの申出をせず、若しくは申出をした後同条第五項（第五十六条の十四で準用する場合を含む。）に規定する期間内に、国以外の者に重要文化財又は重要有形民俗文化財を譲り渡し、又は同条第一項（第五十六条の十四で準用する場合を含む。）の規定による売渡しの申出につき、虚偽の事実を申し立てた者

三 第四十八条第四項（第五十一条第三項（第五十六条の十六で準用する場合を含む。）及び第五十六条の十六で準用する場合を含む。）の規定に違反して、出品若しくは公開をせず、又は第五十一条第五項（第五十一条の二（第五十六条の十六で準用する場合を含む。））、第五十六条の十五第二項及び第五十六条の十六で準用する場合を含む。）の規定に違反して、公開の停止若しくは中止の命令に従わなかつた者

四 （略）

五 第五十四条（第五十六条の十七及び第九十五条第五項で準用する場合を含む。）

。又は第百十五條第四項(第百三十三條で準用する場合を含む。)の規定に違反して、管理、修理若しくは復旧又は管理、修理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避した者

附則

(施行期日)

第一條 この法律施行の期日は、公布の日から起算して三月を超えない期間内において、政令で定める。

(関係法令の廃止)

第二條 (略)

(法令廃止に伴う経過規定)

第三條 (略)

2 この法律施行前の国宝の滅失又はき損並びにこの法律施行前に行った国宝保存法第七條第一項の規定による命令及び同法第十五條前段の規定により交付した補助金については、同法第七條から第十條まで、第十五條後段及び第二十四條の規定は、なおその効力を有する。この場合において同法第九條第二項中「主務大臣」とあるのは、「文化財保護委員会」と読み替えるものとする。

3 この法律施行前に行った行為の処罰については、国宝保存法は、第六條及び第二十三條の規定を除くほか、なおその効力を有する。

4、6 (略)

7 この法律施行の際現に国宝保存法第一條の規定による国宝で国の所有に属するものを管理する各省各庁の長は、委員会規則の定める事項を記載した書面をもつて、この法律施行後三箇月以内に委員会に通知しなければならない。ただし、委員会規則で定める場合は、この限りでない。

8 (略)

第四條 (略)

2 (略)

3 重要美術品等の保存に関する法律の施行に関しては、当分の間、第百八十八條の規定を準用する。

第五條 この法律施行前に行った史跡名勝天然紀念物保存法第一條第一項の規定

規定に違反して、管理、修理若しくは復旧又は管理、修理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避した者

第百十二條 削除

(施行期日)

第百十三條 この法律施行の期日は、公布の日から起算して三箇月をこえない期間内において、政令で定める。

(関係法令の廃止)

第百十四條 (略)

(法令廃止に伴う経過規定)

第百十五條 (略)

2 この法律施行前の国宝の滅失又はき損並びにこの法律施行前に行った国宝保存法第七條第一項の規定による命令及び同法第十五條前段の規定により交付した補助金については、同法第七條から第十條まで、第十五條後段及び第二十四條の規定は、なおその効力を有する。この場合において同法第九條第二項中「主務大臣」とあるのは、「文化財保護委員会」と読み替えるものとする。

3 この法律施行前に行った行為の処罰については、国宝保存法は、第六條及び第二十三條の規定を除く外、なおその効力を有する。

4、6 (略)

7 この法律施行の際現に国宝保存法第一條の規定による国宝で国の所有に属するものを管理する各省各庁の長は、委員会規則の定める事項を記載した書面をもつて、この法律施行後三箇月以内に委員会に通知しなければならない。但し、委員会規則で定める場合は、この限りでない。

8 (略)

第百十六條 (略)

2 (略)

3 重要美術品等の保存に関する法律の施行に関しては、当分の間、第百三十三條の規定を準用する。

第百十七條 この法律施行前に行った史跡名勝天然紀念物保存法第一條第一項の

による指定（解除された場合を除く。）は、第九十九条第一項の規定による指定、同法第一条第二項の規定による仮指定（解除された場合を除く。）は、第一百零一条第一項の規定による仮指定とみなし、同法第三条の規定による許可は、第一百二十五条第一項の規定による許可とみなす。

2・3 (略)

(削除)

(削除)

(削除)

(従前の国立博物館)

第六条 法律（これに基づく命令を含む。）に特別の定めのある場合を除くほか、従前の国立博物館及びその職員（美術研究所及びこれに所属する職員を除く。）は、この法律に基づく国立博物館及びその職員となり、従前の国立博物館附置の美術研究所及びこれに所属する職員は、この法律に基づく研究所及びその職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

2 この法律に基づく東京国立文化財研究所は、従前の国立博物館附置の美術研究所の所掌した調査研究と同一のものについては、「美術研究所」の名称を用いることができる。

(国の無利子貸付け等)

第七条 (略)

2・6 (略)

規定による指定（解除された場合を除く。）は、第六十九条第一項の規定による指定、同法第一条第二項の規定による仮指定（解除された場合を除く。）は、第七十条第一項の規定による仮指定とみなし、同法第三条の規定による許可は、第八十条第一項の規定による許可とみなす。

2・3 (略)

(最初の委員の任命)

第一百八条 委員会の最初の委員の任命については、国会の閉会又は衆議院の解散の場合に限り、第九条第一項の規定にかかわらず、その後最初に召集された国会において両議院の事後の承認を得れば足りる。

2 文部大臣は、前項の規定による両議院の事後の承認が得られないときは、その委員を罷免しなければならない。

(第一回の委員会の招集)

第一百九条 この法律に基づく第一回の委員会は、第十四条の規定にかかわらず、文部大臣が招集する。

(最初の委員の任期)

第二十條 この法律により初めて任命される委員会の委員で委員長及びその職務を代理する委員以外のものの任期は、第十条第一項の規定にかかわらず、一人については一年、二人については二年とする。

2 前項の規定の適用を受ける委員の任期は、くじで定める。

(従前の国立博物館)

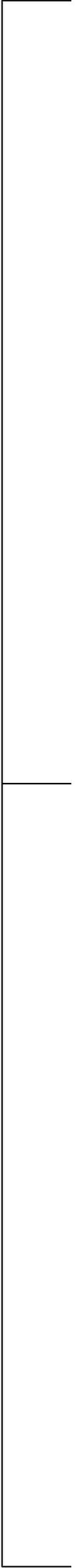
第二十一条 法律（これに基づく命令を含む。）に特別の定めのある場合を除くほか、従前の国立博物館及びその職員（美術研究所及びこれに所属する職員を除く。）は、この法律に基づく国立博物館及びその職員となり、従前の国立博物館附置の美術研究所及びこれに所属する職員は、この法律に基づく研究所及びその職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

2 この法律に基づく東京国立文化財研究所は、従前の国立博物館附置の美術研究所の所掌した調査研究と同一のものについては、「美術研究所」の名称を用いることができる。

(国の無利子貸付け等)

第二百二十二条 (略)

2・6 (略)



改 正 案

現

行

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）
備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）
備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

略	文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）	略	法律
略	第百十条第一項及び第二項、第百十二条第一項並びに第百十条第三項及び第百十二条第四項において準用する第百九条第三項及び第四項の規定により都道府県が処理することとされている事務	略	事務

略	文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）	略	法律
略	第七十条第一項及び第二項、第七十一条第一項並びに第七十条第三項及び第七十一条第四項において準用する第六十九条第三項及び第四項の規定により都道府県が処理することとされている事務	略	事務

改 正 案	現 行
<p>（広告物の表示等の禁止）</p> <p>第三条 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは、次に掲げる地域又は場所について、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止することができる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条又は第七十八条第一項の規定により指定された建造物の周囲で、当該都道府県が定める範囲内にある地域、同法第九十九条第一項若しくは第二項又は第一百零一条第一項の規定により指定され、又は仮指定された地域及び同法第四百四十三条第二項に規定する条例の規定により市町村が定める地域</p> <p>三 六 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（広告物の表示等の禁止）</p> <p>第三条 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは、次に掲げる地域又は場所について、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止することができる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条又は第五十六条の十第一項の規定により指定された建造物の周囲で、当該都道府県が定める範囲内にある地域、同法第六十九条第一項若しくは第二項又は第七十条第一項の規定により指定され、又は仮指定された地域及び同法第八十三条第三第二項に規定する条例の規定により市町村が定める地域</p> <p>三 六 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（防除実施基準） 第七条の二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項に規定する特別防除を行うことのできる森林に関する基準は、当該森林の存する地域の自然環境及び生活環境に対する特別防除による影響に配慮し、国内希少野生動植物種（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第四条第三項に規定する国内希少野生動植物種をいう。）、天然記念物（文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第一百九条第一項の規定により指定された天然記念物をいう。）等の貴重な野生動植物の生存する森林その他の森林で特別防除を行うことが適当でないと思われるものが明確になるように定められなければならない。</p> <p>4・5（略）</p>	<p>（防除実施基準） 第七条の二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項に規定する特別防除を行うことのできる森林に関する基準は、当該森林の存する地域の自然環境及び生活環境に対する特別防除による影響に配慮し、国内希少野生動植物種（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第四条第三項に規定する国内希少野生動植物種をいう。）、天然記念物（文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第六十九条第一項の規定により指定された天然記念物をいう。）等の貴重な野生動植物の生存する森林その他の森林で特別防除を行うことが適当でないと思われるものが明確になるように定められなければならない。</p> <p>4・5（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（適用の除外）</p> <p>第三条 この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定は、次の各号のいづれかに該当する建築物については、適用しない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 文化財保護法第百八十二条第二項の条例その他の条例の定めるところにより現状変更の規制及び保存のための措置が講じられている建築物（次号において「保存建築物」という。）であつて、特定行政庁が建築審査会の同意を得て指定したもの</p> <p>四 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（伝統的建造物群保存地区内の制限の緩和）</p> <p>第八十五条の三 文化財保護法第百四十三条第一項又は第二項の伝統的建造物群保存地区内においては、市町村は、同条第一項後段（同条第二項後段において準用する場合を含む。）の条例において定められた現状変更の規制及び保存のための措置を確保するため必要と認める場合においては、国土交通大臣の承認を得て、条例で、第二十一条から第二十五条まで、第二十八条、第四十三条、第四十四条、第五十二条、第五十三条、第五十五条、第五十六条、第六十一条から第六十四条まで及び第六十七条の二第一項の規定の全部若しくは一部を適用せず、又はこれらの規定による制限を緩和することができる。</p>	<p>（適用の除外）</p> <p>第三条 この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定は、次の各号の一に該当する建築物については、適用しない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 文化財保護法第九十八条第二項の条例その他の条例の定めるところにより現状変更の規制及び保存のための措置が講じられている建築物（次号において「保存建築物」という。）であつて、特定行政庁が建築審査会の同意を得て指定したもの</p> <p>四 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（伝統的建造物群保存地区内の制限の緩和）</p> <p>第八十五条の三 文化財保護法第八十三条の三第一項又は第二項の伝統的建造物群保存地区内においては、市町村は、同条第一項後段（同条第二項後段において準用する場合を含む。）の条例において定められた現状変更の規制及び保存のための措置を確保するため必要と認める場合においては、国土交通大臣の承認を得て、条例で、第二十一条から第二十五条まで、第二十八条、第四十三条、第四十四条、第五十二条、第五十三条、第五十五条、第五十六条、第六十一条から第六十四条まで及び第六十七条の二第一項の規定の全部若しくは一部を適用せず、又はこれらの規定による制限を緩和することができる。</p>

改 正 案	現 行
<p>（地方税の課税免除等に伴う基準財政収入額の算定方法の特例）</p> <p>第十四条の二 地方税法第六条の規定により、市町村が次の各号に掲げる土地若しくは家屋に対する固定資産税を課さなかつた場合又は当該固定資産税に係る不均一の課税をした場合において、その措置が政令で定める場合に該当するものと認められるときは、前条の規定による当該市町村の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該市町村の当該各年度の減収額のうち総務省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該市町村の当該各年度（その措置が総務省令で定める日以後において行なわれたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度）における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。</p> <p>一 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百一十四号）<u>第百九条第一項の規定により指定を受けた史跡、名勝若しくは天然記念物又は同条第二項の規定により指定を受けた特別史跡、特別名勝若しくは特別天然記念物である土地</u></p> <p>二（略）</p>	<p>（地方税の課税免除等に伴う基準財政収入額の算定方法の特例）</p> <p>第十四条の二 地方税法第六条の規定により、市町村が次の各号に掲げる土地若しくは家屋に対する固定資産税を課さなかつた場合又は当該固定資産税に係る不均一の課税をした場合において、その措置が政令で定める場合に該当するものと認められるときは、前条の規定による当該市町村の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該市町村の当該各年度の減収額のうち総務省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該市町村の当該各年度（その措置が総務省令で定める日以後において行なわれたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度）における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。</p> <p>一 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百一十四号）<u>第六十九条第一項の規定により指定を受けた史跡、名勝若しくは天然記念物又は同条第二項の規定により指定を受けた特別史跡、特別名勝若しくは特別天然記念物である土地</u></p> <p>二（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（固定資産税の非課税の範囲） 第三百四十八条（略） 2 固定資産税は、次に掲げる固定資産に対しては課することができない。ただし、固定資産を有料で借り受けた者がこれを次に掲げる固定資産として使用する場合には、当該固定資産の所有者に課することができる。 一〇八（略） 八の二 文化財保護法第百四十四条第一項に規定する重要伝統的建造物群保存地区内の家屋で政令で定めるもの 九〇三十八（略） 三〇八（略）</p>	<p>（固定資産税の非課税の範囲） 第三百四十八条（略） 2 固定資産税は、次に掲げる固定資産に対しては課することができない。ただし、固定資産を有料で借り受けた者がこれを次に掲げる固定資産として使用する場合には、当該固定資産の所有者に課することができる。 一〇八（略） 八の二 文化財保護法第八十三条の四第一項に規定する重要伝統的建造物群保存地区内の家屋で政令で定めるもの 九〇三十八（略） 三〇八（略）</p>

改 正 案

現 行

（特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除）

（特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除）

第三十四条（略）

第三十四条（略）

2 前項に規定する特定土地区画整理事業等のために買い取られる場合とは、次に掲げる場合をいう。

2 前項に規定する特定土地区画整理事業等のために買い取られる場合とは、次に掲げる場合をいう。

一～三（略）

一～三（略）

四 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四号）第二十七条第一項の規定により重要文化財として指定された土地、同法第九十九条第一項の規定により史跡、名勝若しくは天然記念物として指定された土地、自然公園法（昭和三十三年法律第六十一号）第十三条第一項の規定により特別地域として指定された区域内の土地又は自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第二十五条第一項の規定により特別地区として指定された区域内の土地が国又は地方公共団体（その設立に係る団体で政令で定めるものを含む。）に買い取られる場合（当該重要文化財として指定された土地又は当該史跡、名勝若しくは天然記念物として指定された土地が独立行政法人国立博物館又は独立行政法人国立科学博物館に買い取られる場合を含むものとし、第三十三条第一項第二号の規定の適用がある場合を除く。）

四 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四号）第二十七条第一項の規定により重要文化財として指定された土地、同法第六十九条第一項の規定により史跡、名勝若しくは天然記念物として指定された土地、自然公園法（昭和三十三年法律第六十一号）第十三条第一項の規定により特別地域として指定された区域内の土地又は自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第二十五条第一項の規定により特別地区として指定された区域内の土地が国又は地方公共団体（その設立に係る団体で政令で定めるものを含む。）に買い取られる場合（当該重要文化財として指定された土地又は当該史跡、名勝若しくは天然記念物として指定された土地が独立行政法人国立博物館又は独立行政法人国立科学博物館に買い取られる場合を含むものとし、第三十三条第一項第二号の規定の適用がある場合を除く。）

五・六（略）

五・六（略）

3～6（略）

3～6（略）

（特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除）

（特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除）

第三十四条之二（略）

第三十四条之二（略）

2 前項に規定する特定住宅地造成事業等のために買い取られる場合とは、次に掲げる場合をいう。

2 前項に規定する特定住宅地造成事業等のために買い取られる場合とは、次に掲げる場合をいう。

一～二十二（略）

一～二十二（略）

二十三 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第三十七条第一項の規定により管理地区として指定された区域内の土地が国若しくは地方公共団体に買い取られる場合又は鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定により環境大臣が特別保護地区として指定した区域内の土地のうち

二十三 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第三十七条第一項の規定により管理地区として指定された区域内の土地が国若しくは地方公共団体に買い取られる場合又は鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定により環境大臣が特別保護地区として指定した区域内の土地のうち

文化財保護法第九十一条の規定により天然記念物として指定された鳥獣（これに準ずる鳥を含む。）の生息地で国若しくは地方公共団体においてその保存をすべきものとして政令で定めるものが国若しくは地方公共団体に買い取られる場合（第三十三条第一項第二号又は前条第二項第四号に掲げる場合に該当する場合を除く。）

二十四・二十五（略）

3・4（略）

（特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除）第六十五条の三 法人（清算中の法人を除く。以下この款において同じ。）の有する土地又は土地の上に存する権利（棚卸資産に該当するものを除く。以下この款において「土地等」という。）が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合において、当該法人が当該各号に該当することとなつた土地等の譲渡により取得した対価の額又は資産（以下この項において「交換取得資産」という。）の価額（当該譲渡により取得した交換取得資産の価額がその譲渡した土地等の価額を超える場合において、その差額に相当する金額を当該譲渡に際して支出したときは、当該差額に相当する金額を控除した金額）が、当該譲渡した土地等の譲渡直前の帳簿価額と当該譲渡した土地等の譲渡に要した経費で当該対価又は交換取得資産に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額との合計額を超え、かつ、当該法人が当該事業年度のうち同一の年に属する期間中にその該当することとなつた土地等のいずれについても第六十五条の七から第六十五条の九まで又は第六十五条の十一から第六十五条の十五までの規定の適用を受けないときは、その超える部分の金額と二十万円（当該譲渡の日の属する年における譲渡により取得した対価の額又は交換取得資産の価額につき、この項の規定により損金の額に算入した、又は損金の額に算入する金額（第六十八条の七十四第一項の規定により損金の額に算入した金額を含む。）があるときは、当該金額を控除した金額）とのいずれか低い金額を当該譲渡の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一～三（略）

四 文化財保護法第二十七条第一項の規定により重要文化財として指定された土地、同法第九十一条第一項の規定により史跡、名勝若しくは天然記念物として指定された土地、自然公園法第十三条第一項の規定により特別地域として指定された区域内の土地又は自然環境保全法第二十五条第一項の規定により特別地区として指定された区域内の土地が国又は地方公共団体（その設立に係る団体の政令で定めるものを含む。）に買い取られる場合（当該重要文化財として指定された土地又は当該史跡、名勝若しくは天然記念物として指定

文化財保護法第六十九条第一項の規定により天然記念物として指定された鳥獣（これに準ずる鳥を含む。）の生息地で国若しくは地方公共団体においてその保存をすべきものとして政令で定めるものが国若しくは地方公共団体に買い取られる場合（第三十三条第一項第二号又は前条第二項第四号に掲げる場合に該当する場合を除く。）

二十四・二十五（略）

3・4（略）

（特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除）第六十五条の三 法人（清算中の法人を除く。以下この款において同じ。）の有する土地又は土地の上に存する権利（棚卸資産に該当するものを除く。以下この款において「土地等」という。）が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合において、当該法人が当該各号に該当することとなつた土地等の譲渡により取得した対価の額又は資産（以下この項において「交換取得資産」という。）の価額（当該譲渡により取得した交換取得資産の価額がその譲渡した土地等の価額を超える場合において、その差額に相当する金額を当該譲渡に際して支出したときは、当該差額に相当する金額を控除した金額）が、当該譲渡した土地等の譲渡直前の帳簿価額と当該譲渡した土地等の譲渡に要した経費で当該対価又は交換取得資産に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額との合計額を超え、かつ、当該法人が当該事業年度のうち同一の年に属する期間中にその該当することとなつた土地等のいずれについても第六十五条の七から第六十五条の九まで又は第六十五条の十一から第六十五条の十五までの規定の適用を受けないときは、その超える部分の金額と二十万円（当該譲渡の日の属する年における譲渡により取得した対価の額又は交換取得資産の価額につき、この項の規定により損金の額に算入した、又は損金の額に算入する金額（第六十八条の七十四第一項の規定により損金の額に算入した金額を含む。）があるときは、当該金額を控除した金額）とのいずれか低い金額を当該譲渡の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一～三（略）

四 文化財保護法第二十七条第一項の規定により重要文化財として指定された土地、同法第六十九条第一項の規定により史跡、名勝若しくは天然記念物として指定された土地、自然公園法第十三条第一項の規定により特別地域として指定された区域内の土地又は自然環境保全法第二十五条第一項の規定により特別地区として指定された区域内の土地が国又は地方公共団体（その設立に係る団体の政令で定めるものを含む。）に買い取られる場合（当該重要文化財として指定された土地又は当該史跡、名勝若しくは天然記念物として指

された土地が独立行政法人国立博物館又は独立行政法人国立科学博物館に買
い取られる場合を含むものとし、第六十四条第一項第二号の規定の適用があ
る場合を除く。）

五・六（略）

2）8（略）

（特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除）
第六十五条の四 法人の有する土地等が次の各号に掲げる場合に該当すること
なつた場合において、当該法人が当該各号に該当することとなつた土地等の譲
渡により取得した対価の額又は資産（以下この項において「交換取得資産」と
いう。）の価額（当該譲渡により取得した交換取得資産の価額がその譲渡した
土地等の価額を超える場合において、その差額に相当する金額を当該譲渡に際
して支出したときは、当該差額に相当する金額を控除した金額）が、当該譲渡
した土地等の譲渡直前の帳簿価額と当該譲渡した土地等の譲渡に要した経費で
当該対価又は交換取得資産に係るものとして政令で定めるところにより計算し
た金額との合計額を超え、かつ、当該法人が当該事業年度のうち同一の年に属
する期間中にその該当することとなつた土地等のいずれについても第六十五条
の七から第六十五条の九まで又は第六十五条の十一から第六十五条の十五まで
の規定の適用を受けないときは、その超える部分の金額と千五百万円（当該譲
渡の日の属する年における譲渡により取得した対価の額又は交換取得資産の価
額につき、この項の規定により損金の額に算入した、又は損金の額に算入する
金額（第六十八条の七十五第一項の規定により損金の額に算入した金額を含む
。）があるときは、当該金額を控除した金額）とのいずれか低い金額を当該譲
渡の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一）二十一（略）

二十三 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第三十七条第
一項の規定により管理地区として指定された区域内の土地が国若しくは地方
公共団体に買い取られる場合又は鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律
第二十九条第一項の規定により環境大臣が特別保護地区として指定した区域
内の土地のうち文化財保護法第九十九条第一項の規定により天然記念物として
指定された鳥獣（これに準ずる鳥を含む。）の生息地で国若しくは地方公共
団体においてその保存をすべきものとして政令で定めるものが国若しくは地
方公共団体に買い取られる場合（第六十四条第一項第二号又は前条第一項第
四号に掲げる場合に該当する場合を除く。）

二十四・二十五（略）

2）5（略）

定された土地が独立行政法人国立博物館又は独立行政法人国立科学博物館に
買い取られる場合を含むものとし、第六十四条第一項第二号の規定の適用が
ある場合を除く。）

五・六（略）

2）8（略）

（特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除）
第六十五条の四 法人の有する土地等が次の各号に掲げる場合に該当すること
なつた場合において、当該法人が当該各号に該当することとなつた土地等の譲
渡により取得した対価の額又は資産（以下この項において「交換取得資産」と
いう。）の価額（当該譲渡により取得した交換取得資産の価額がその譲渡した
土地等の価額を超える場合において、その差額に相当する金額を当該譲渡に際
して支出したときは、当該差額に相当する金額を控除した金額）が、当該譲渡
した土地等の譲渡直前の帳簿価額と当該譲渡した土地等の譲渡に要した経費で
当該対価又は交換取得資産に係るものとして政令で定めるところにより計算し
た金額との合計額を超え、かつ、当該法人が当該事業年度のうち同一の年に属
する期間中にその該当することとなつた土地等のいずれについても第六十五条
の七から第六十五条の九まで又は第六十五条の十一から第六十五条の十五まで
の規定の適用を受けないときは、その超える部分の金額と千五百万円（当該譲
渡の日の属する年における譲渡により取得した対価の額又は交換取得資産の価
額につき、この項の規定により損金の額に算入した、又は損金の額に算入する
金額（第六十八条の七十五第一項の規定により損金の額に算入した金額を含む
。）があるときは、当該金額を控除した金額）とのいずれか低い金額を当該譲
渡の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一）二十一（略）

二十三 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第三十七条第
一項の規定により管理地区として指定された区域内の土地が国若しくは地方
公共団体に買い取られる場合又は鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律
第二十九条第一項の規定により環境大臣が特別保護地区として指定した区域
内の土地のうち文化財保護法第九十九条第一項の規定により天然記念物とし
て指定された鳥獣（これに準ずる鳥を含む。）の生息地で国若しくは地方公
共団体においてその保存をすべきものとして政令で定めるものが国若しくは
地方公共団体に買い取られる場合（第六十四条第一項第二号又は前条第一項
第四号に掲げる場合に該当する場合を除く。）

二十四・二十五（略）

2）5（略）



改 正 案	現 行
<p>第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の規定は、次の各号に掲げる樹木又は樹木の集団については、適用しない。</p> <p>一 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）<u>第百九条第一項、第百十条第一項又は第百八十二条第二項の規定により指定され、又は仮指定された樹木又は樹木の集団</u></p> <p>二、四（略）</p>	<p>第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の規定は、次の各号に掲げる樹木又は樹木の集団については、適用しない。</p> <p>一 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）<u>第六十九条第一項、第七十条第一項又は第九十八条第二項の規定により指定され、又は仮指定された樹木又は樹木の集団</u></p> <p>二、四（略）</p>

改 正 案

現 行

（地域地区）
 第八条 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる地域、地区又は街区
 で必要なものを定めるものとする。
 一 十四（略）
 十五 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第一百四十三条第一項の
 規定による伝統的建造物群保存地区
 十六（略）
 2 4（略）
 （土地建物等の先買い等）
 第五十二条の三（略）
 2 前項の規定による公告の日の翌日から起算して十日を経過した後に市街地開
 発事業等予定区域の区域内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は、当該
 土地建物等、その予定対価の額（予定対価が金銭以外のものであるときは、こ
 れを時価を基準として金銭に見積もつた額。以下この条において同じ。）及び
 当該土地建物等を譲り渡そうとする相手方その他国土交通省令で定める事項を
 書面で施行予定者に届け出なければならぬ。ただし、当該土地建物等の全部
 又は一部が文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第四十六条（同法
 第八十三条において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるものである
 ときは、この限りでない。
 3 5（略）
 （土地の先買い等）
 第五十七条（略）
 2 前項の規定による公告の日の翌日から起算して十日を経過した後に事業予定
 地内の土地を有償で譲り渡そうとする者（土地及びこれに定着する建築物その
 他の工作物を有償で譲り渡そうとする者を除く。）は、当該土地、その予定対
 価の額（予定対価が金銭以外のものであるときは、これを時価を基準として金
 銭に見積もつた額。以下この条において同じ。）及び当該土地を譲り渡そうとす
 る相手方その他国土交通省令で定める事項を書面で都道府県知事に届け出なけ
 ればならない。ただし、当該土地の全部又は一部が、文化財保護法第四十六条

（地域地区）
 第八条 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる地域、地区又は街区
 で必要なものを定めるものとする。
 一 十四（略）
 十五 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第八十三条の三第一項
 の規定による伝統的建造物群保存地区
 十六（略）
 2 4（略）
 （土地建物等の先買い等）
 第五十二条の三（略）
 2 前項の規定による公告の日の翌日から起算して十日を経過した後に市街地開
 発事業等予定区域の区域内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は、当該
 土地建物等、その予定対価の額（予定対価が金銭以外のものであるときは、こ
 れを時価を基準として金銭に見積もつた額。以下この条において同じ。）及び
 当該土地建物等を譲り渡そうとする相手方その他国土交通省令で定める事項を
 書面で施行予定者に届け出なければならぬ。ただし、当該土地建物等の全部
 又は一部が文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第四十六条（同法
 第五十六条の十四において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの
 であるときは、この限りでない。
 3 5（略）
 （土地の先買い等）
 第五十七条（略）
 2 前項の規定による公告の日の翌日から起算して十日を経過した後に事業予定
 地内の土地を有償で譲り渡そうとする者（土地及びこれに定着する建築物その
 他の工作物を有償で譲り渡そうとする者を除く。）は、当該土地、その予定対
 価の額（予定対価が金銭以外のものであるときは、これを時価を基準として金
 銭に見積もつた額。以下この条において同じ。）及び当該土地を譲り渡そうとす
 る相手方その他国土交通省令で定める事項を書面で都道府県知事に届け出なけ
 ればならない。ただし、当該土地の全部又は一部が、文化財保護法第四十六条

(同法第八十三条において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるものであるとき、又は第六十六条の公告の日の翌日から起算して十日を経過した後における当該公告に係る都市計画事業を施行する土地に含まれるものであるときは、この限りでない。

3
5 (略)

(土地建物等の先買い)

第六十七条 前条の公告の日の翌日から起算して十日を経過した後、に事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は、当該土地建物等、その予定対価の額(予定対価が金銭以外のものであるときは、これを時価を基準として金銭に見積もつた額。以下この条において同じ。)及び当該土地建物等を譲り渡そうとする相手方その他国土交通省令で定める事項を書面で施行者に届け出なければならぬ。ただし、当該土地建物等の全部又は一部が文化財保護法第四十六条(同法第八十三条において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるものであるときは、この限りでない。

2
3 (略)

(同法第五十六条の十四において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるものであるとき、又は第六十六条の公告の日の翌日から起算して十日を経過した後における当該公告に係る都市計画事業を施行する土地に含まれるものであるときは、この限りでない。

3
5 (略)

(土地建物等の先買い)

第六十七条 前条の公告の日の翌日から起算して十日を経過した後、に事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は、当該土地建物等、その予定対価の額(予定対価が金銭以外のものであるときは、これを時価を基準として金銭に見積もつた額。以下この条において同じ。)及び当該土地建物等を譲り渡そうとする相手方その他国土交通省令で定める事項を書面で施行者に届け出なければならぬ。ただし、当該土地建物等の全部又は一部が文化財保護法第四十六条(同法第五十六条の十四において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるものであるときは、この限りでない。

2
3 (略)

改 正 案	現 行
<p>（土地を譲渡しようとする場合の届出義務） 第四条（略）</p> <p>2 前項の規定は、同項に規定する土地で次の各号のいずれかに該当するものを有償で譲り渡そうとする者については、適用しない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第四十六条（同法第八十 三条において準用する場合を含む。）又は大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第八十七 条の規定の適用を受けるものであるとき。</p> <p>三 九（略）</p> <p>3（略）</p>	<p>（土地を譲渡しようとする場合の届出義務） 第四条（略）</p> <p>2 前項の規定は、同項に規定する土地で次の各号のいずれかに該当するものを有償で譲り渡そうとする者については、適用しない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第四十六条（同法第五十 六条の十四において準用する場合を含む。）又は大都市地域における住宅及 び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第 八十七条の規定の適用を受けるものであるとき。</p> <p>三 九（略）</p> <p>3（略）</p>

改正案

現行

別表第一（第六条関係）

一～六（略）

七 次に掲げるものに係る土地等（政令で定めるものに限る。）

イ 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条（指定）の規定により指定された重要文化財若しくは国宝、同法第七十八条第一項（重要有形民俗文化財及び重要無形民俗文化財の指定）の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第九十九条（指定）の規定により指定された史跡、名勝若しくは天然記念物若しくは特別史跡、特別名勝若しくは特別天然記念物、同法第一百八十二条第二項（地方公共団体の事務）の規定に基づく条例の規定により指定された文化財又は同法附則第四条第一項（法令廃止に伴う経過規定）の規定によりなおその効力を有するものとされる旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和八年法律第四十三号）第二条第一項の規定により認定された物件のうち、建造物、遺跡、名勝地その他これらに類するもの

ロ 文化財保護法第四百三十三条第一項若しくは第二項（伝統的建造物群保存地区の決定及びその保護）の規定により定められた伝統的建造物群保存地区若しくは同法第四百四十四第一項（重要伝統的建造物群保存地区の選定）の規定により選定された重要伝統的建造物群保存地区、古都における歴史の風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）第六条第一項（歴史的風土特別保存地区に関する都市計画）の規定により定められた歴史的風土特別保存地区又は明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和五十五年法律第六十号）第三条第一項（第一種歴史的風土保存地区及び第二種歴史的風土保存地区に関する都市計画）の規定により定められた第一種歴史的風土保存地区若しくは第二種歴史的風土保存地区の区域内にある土地

八～二十五（略）

別表第一（第六条関係）

一～六（略）

七 次に掲げるものに係る土地等（政令で定めるものに限る。）

イ 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条（指定）の規定により指定された重要文化財若しくは国宝、同法第五十六条の十第一項（重要有形民俗文化財及び重要無形民俗文化財の指定）の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第六十九条（指定）の規定により指定された史跡、名勝若しくは天然記念物若しくは特別史跡、特別名勝若しくは特別天然記念物、同法第九十八条第二項（地方公共団体の事務）の規定に基づく条例の規定により指定された文化財又は同法第一百六条第一項（法令廃止に伴う経過規定）の規定によりなおその効力を有するものとされる旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和八年法律第四十三号）第二条第一項の規定により認定された物件のうち、建造物、遺跡、名勝地その他これらに類するもの

ロ 文化財保護法第八十三条の三第一項若しくは第二項（伝統的建造物群保存地区の決定及びその保護）の規定により定められた伝統的建造物群保存地区若しくは同法第八十三条の四第一項（重要伝統的建造物群保存地区の選定）の規定により選定された重要伝統的建造物群保存地区、古都における歴史の風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）第六条第一項（歴史的風土特別保存地区に関する都市計画）の規定により定められた歴史的風土特別保存地区又は明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和五十五年法律第六十号）第三条第一項（第一種歴史的風土保存地区及び第二種歴史的風土保存地区に関する都市計画）の規定により定められた第一種歴史的風土保存地区若しくは第二種歴史的風土保存地区の区域内にある土地

八～二十五（略）

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 この法律において「国内文化財」とは、条約第一条(a)から(k)までに掲げる分類に属する物件のうち、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七條第一項の規定に基づき指定された重要文化財、同法第七十八條第一項の規定に基づき指定された重要有形民俗文化財及び同法第九條第一項の規定に基づき指定された史跡名勝天然記念物をいう。</p> <p>（届出の公示等）</p> <p>第五條 文化庁長官は、国内文化財について文化財保護法第三十三條（同法第八十條、第百十八條及び第百二十條で準用する場合を含む。）の規定による届出（亡失又は盗難に係るものに限る。）があつたときは、その旨を官報で公示するとともに、当該国内文化財が条約第七條(b)(i)に規定する施設から盗取されたものであるときは、外務大臣に通知するものとする。</p> <p>2（略）</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 この法律において「国内文化財」とは、条約第一条(a)から(k)までに掲げる分類に属する物件のうち、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七條第一項の規定に基づき指定された重要文化財、同法第五十六條の十第一項の規定に基づき指定された重要有形民俗文化財及び同法第六十九條第一項の規定に基づき指定された史跡名勝天然記念物をいう。</p> <p>（届出の公示等）</p> <p>第五條 文化庁長官は、国内文化財について文化財保護法第三十三條（同法第五十六條の十二、第七十三條の二及び第七十五條で準用する場合を含む。）の規定による届出（亡失又は盗難に係るものに限る。）があつたときは、その旨を官報で公示するとともに、当該国内文化財が条約第七條(b)(i)に規定する施設から盗取されたものであるときは、外務大臣に通知するものとする。</p> <p>2（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（適用の除外） 第六十九条 第六十二条から前条までの規定は、次に掲げる建築物については、適用しない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 文化財保護法第百四十三条第一項の伝統的建造物群保存地区内にある建築物</p> <p>四・五 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（適用の除外） 第六十九条 第六十二条から前条までの規定は、次に掲げる建築物については、適用しない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 文化財保護法第八十三条の三第一項の伝統的建造物群保存地区内にある建築物</p> <p>四・五 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>

改正案	現行
<p>（文化審議会）</p> <p>第三十条 文化審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 四（略）</p> <p>五 文化芸術振興基本法（平成十三年法律第四百八号）第七条第三項、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）、万国著作権条約の実施に伴う著作権の特例に関する法律（昭和三十一年法律第八十六号）第五条第四項、著作権等管理事業法（平成十二年法律第三百三十一号）第二十四条第四項、文化財保護法第一百五十三条及び文化功労者年金法（昭和二十六年法律第二百二十五号）第二条第二項の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。</p> <p>2・3（略）</p> <p>附則</p> <p>1・2（略）</p> <p>（文化審議会の所掌事務の特例）</p> <p>3 文化審議会は、第三十条に定める事務をつかさどるほか、当分の間、文化財保護法附則第四条第二項の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。</p> <p>4・5（略）</p>	<p>（文化審議会）</p> <p>第三十条 文化審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 四（略）</p> <p>五 文化芸術振興基本法（平成十三年法律第四百八号）第七条第三項、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）、万国著作権条約の実施に伴う著作権の特例に関する法律（昭和三十一年法律第八十六号）第五条第四項、著作権等管理事業法（平成十二年法律第三百三十一号）第二十四条第四項、文化財保護法第八十四条及び文化功労者年金法（昭和二十六年法律第二百二十五号）第二条第二項の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。</p> <p>2・3（略）</p> <p>附則</p> <p>1・2（略）</p> <p>（文化審議会の所掌事務の特例）</p> <p>3 文化審議会は、第三十条に定める事務をつかさどるほか、当分の間、文化財保護法第一百六条第二項の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。</p> <p>4・5（略）</p>